

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（15名）	1
議席の一部変更	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般報告	4
行政報告	5
報告第3号 専決処分の報告について	9
報告第4号 継続費繰越計算書について	9
報告第5号 繰越明許費繰越計算書について	9
報告第6号 事故繰越し繰越計算書について	9
報告第7号 水道事業会計予算繰越計算書について	9
報告第8号 下水道事業会計予算繰越計算書について	9
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	9
議案第30号 利府町町税条例の一部を改正する条例	10
議案第31号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例	10
議案第32号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
議案第33号 令和8年度利府町一般会計補正予算	10
議案第34号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	11
議案第35号 令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算	11
議案第36号 令和8年度利府町水道事業会計補正予算	11

令和8年6月定例会会議録（6月9日火曜日分）

議案第37号	令和8年度利府町下水道事業会計補正予算	11
議案第38号	利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	11
議案第39号	監査委員の選任について	11
議案第40号～議案第48号	利府町農業委員会委員の任命について	11
一般質問		14
11番	浅川 紀明 議員	14
1	平和教育及び偏向の無い健全な教育について	
2	学校給食について	
3	より謙虚に町民の声に耳を傾ける町長の覚悟について	
5番	須田 聡宏 議員	33
1	部活動の地域展開について	
14番	高久 時男 議員	54
1	防犯灯の今後について	
2	行政文書の配布方式について	
3	北部地域包括支援センターが入居している建物の老朽化について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（15名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	皆 川 祐 治 君
3 番	伊 藤 司 君	4 番	鈴 木 晴 子 君
5 番	須 田 聡 宏 君	6 番	高 木 綾 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	鈴 木 忠 美 君	10 番	羽 川 喜 富 君
11 番	浅 川 紀 明 君	12 番	今 野 隆 之 君
13 番	小 渕 洋一郎 君	14 番	高 久 時 男 君
16 番	永 野 渉 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	鎌 田 功 紀 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	千 田 耕 也 君
保 健 福 祉 部 長	堀 越 伸 二 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
上 下 水 道 部 長	川 口 優 君
会 計 管 理 者	谷 津 匡 昭 君
教 育 長	竹 内 新 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事	務	局	長	和	田	あ	ず	み	君
主			査	井	上	暁	裕		君
主			査	鈴	木	則	昭		君

議 事 日 程 （第1日）

令和8年6月9日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 4 号 継続費繰越計算書について
- 第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 8 報告第 7 号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 9 報告第 8 号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第30号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第31号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第32号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及
び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第33号 令和8年度利府町一般会計補正予算
- 第15 議案第34号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第35号 令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第36号 令和8年度利府町水道事業会計補正予算
- 第18 議案第37号 令和8年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第19 議案第38号 利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第20 議案第39号 監査委員の選任について

- 第21 議案第40号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第22 議案第41号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第23 議案第42号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第24 議案第43号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第25 議案第44号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第26 議案第45号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第27 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第28 議案第47号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第29 議案第48号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第30 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（永野 渉君） ただいまから令和8年6月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 議席の一部変更

○議長（永野 渉君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

新会派の設立に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり議席の一部を変更します。議員は、氏名標を立ててください。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永野 渉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番郷右近佑悟君、2番皆川祐治君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（永野 渉君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの4日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

それでは、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、行政報告

○議長（永野 渉君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

6月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに町議会関係ですが、4月15日及び20日に、記載しております町内の施設を視察しております。

4月24日、議会だより第201号を発行しております。

5月20日、議会活性化特別委員会が、議会活性化に向けた取組について登米市を視察しております。

5月26日及び27日に、ポテト館において学校給食の視察を行っております。

5月29日、令和8年度二市三町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催されており、私と副議長、事務局長が出席しております。

続いて、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、4月16日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、私が出席をしております。

5月11日、宮城県町村議会議長会監事会並びに正副会長・監事合同会議が自治会館で開催され、私が出席しております。

5月22日、宮城県町村議会議長会臨時総会及び宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が自治会館でそれぞれ開催され、私が出席をしております。

続いて、全国町村議会議長会関係ですが、5月26日、東京国際フォーラムで全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、私と副議長が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、お配りしております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告6件、承認1件、議案19件が提案されておりますので、慎重審議をお願いします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の行政報告があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

令和8年6月定例会の開催に当たり、議員の皆様には御多忙のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。また、日頃から町政に対する御支援に心より感謝申し上げます。

初めに、4月22日に発生した岩手県大槌町の山林火災により被災された皆様にお見舞い申し上げます。

また、本町では災害支援のため、4月28日から10月31日までの期間、大槌町が優先度の高い業務に注力できるよう、ふるさと納税に係る事務作業を代行する代理寄附の受付を実施しております。大槌町の一日も早い復旧・復興を心より願っております。

それでは、6月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

まず、学校給食費の完全無料化についてですが、関係各位のお力添えにより、令和8年度4月から、小学校1年生から5年生までの児童の学校給食費を無料化し、全学年の完全無料化を実現する運びとなりました。これにより、子育て世帯の経済的負担の軽減と、さらなる子育て環境の向上につながるものと確信しております。

続いて、4月15日に利府町中央児童センター「ぺあくる」の来館者が10万人に到達し、記念セレモニーを開催いたしました。令和6年4月の開館から2年間で10万人もの来館者を達成できたことは、本町が掲げる「子どもたちの笑顔があふれる環境づくり」につながる大きな成功事例と言えます。今後も地域と一体となった細やかな支援・相談体制を継続し、さらなる子育て支援事業の拡充を目指してまいります。

次に、令和2年から整備を進めてまいりました町道中堀新川崎線が2月27日に完成し、3月17日に、新たな道路の誕生を祝うとともに安全な通行を祈念し開通式を挙行いたしました。

この路線は、主要地方道仙台松島線と一般県道加瀬沼公園線を結ぶ、町内の道路網において非常に重要な役割を担うものであり、本路線の開通により、幹線道路ネットワークが強化され、利便性の向上、主要渋滞箇所における交通量の分散が図られるものであります。今後も渋滞の緩和やアクセスの向上に向けた道路網の整備を進めてまいります。

続いて、新市街地の整備に関してですが、しらかし台インターチェンジ周辺に位置する唄沢地区、約75.8ヘクタールが5月8日に市街化区域に編入されました。今後、組合施行の土地区画整理事業によって、主に工業系の用地造成を行う予定としており、令和19年度の事業完了を見込んでおります。

次に、防災対策に関してですが、3月8日に令和7年度防災シンポジウムを開催いたしました。町内在住・在勤の方や、震災後に採用された役場職員等の総勢110名参加の下、第1部は有識者による基調講演、第2部では地域防災活動に取り組まれる住民代表をお迎えしてのパネルトークにより、震災の記憶と教訓を風化させずに後世に伝える大変貴重な機会となりました。

また、新たに消防団東部分団詰所が完成し、3月29日に開所式を挙行いたしました。当詰所は地域防災拠点としての役割を担うほか、地域防災力の向上はもちろんのこと、大規模災害をはじめとする各種災害への対応力強化にもつながる重要な施設となります。今後も「安心・安全に暮らせるまちづくり」に努めてまいります。

続いて、商工観光に関してですが、4月11日に、桜の名所である館山公園において第3回利府大花見会を開催いたしました。あいにく4月12日に予定したイベントは強風のため中止となり

ましたが、初日は利府太鼓による演奏のほか、キッチンカー出店や子供遊び場など、幅広い世代の皆様に楽しんでいただけるイベントとなりました。

また、関係・交流人口の拡大や移住・定住促進のため、3月15日に仙台市内においてグルメやワークショップを通じた町の魅力を伝えるイベントとして「利府フェア i n 仙台」を開催し、約200名の方々の来場により盛況のうちに終了いたしました。

さらに、浜田・須賀地がロケ地となっている映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」の上映会を3月20日及び21日に開催いたしました。2日間で計6回の上映会を実施し、約1,000名の方々に御来場いただいたほか、21日には呉美保監督によるトークショーもあり、映画にかける熱い思いをお話いただきました。この上映会を通じて、映画の舞台となった町の特色を広く周知することにより、文化振興と交流人口の拡大、さらには町の魅力発信に大きく寄与したものと認識しております。

今後も、ニーズを踏まえた事業の企画・検討をしてまいります。

次に、スポーツ振興に関してですが、3月28日に、利府中学校体育館において「ウォーキングフットボール i n 利府2026」を開催いたしました。ウォーキングフットボールは、サッカー未経験者でも、障害があっても、どなたでも一緒に参加できる「歩いてプレーするサッカー」であり、当日は元バガタ仙台選手で、現クラブコーディネーター、梁勇基さんをお迎えし、皆様に楽しんでいただけるイベントとなりました。

皆様が安心して参加し交流できる場を提供できるよう、引き続きユニバーサルデザインの視点に立ったスポーツイベントの企画・実施にも努めてまいります。

続いて、文化振興に関してですが、3月22日に「旧東北本線「（通称）山線」を活かしたまちづくりシンポジウム」を開催し、約300名の多くの皆様に御来場いただき、第1部では郷土史家による基調講演、第2部では有識者を交え「山線をどう未来につなぐか」のテーマでパネルディスカッションを行い、会場の皆さんと理解を深めました。

また、4月29日に「リフノスはるフェスタ」を開催いたしました。当日は、仙台育英高等学校書道部によるパフォーマンスのほか、リサイクルブックフェア、石臼びきや勾玉づくりなどの体験、ALTによるイベントブースなど、多くの皆様に学びながら楽しんでいただけるイベントとなりました。今後もこのような機会を創出するとともに、引き続き本町の特色を生かした文化振興に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊の活動に関してですが、3月26日に令和7年度地域おこし協力隊活動報告会を開催いたしました。第1部では、にぎわい創出部門・梨農家部門・海業創出部門・

移住コーディネーターの4つの部門から、これまでの活動実績について報告があり、第2部では、御来場いただいた方々との交流会において日頃の感謝を伝えるとともに、新たな人とのつながりを築くことで、これからの活動への様々な発見が得られた大変貴重な時間となりました。

続いて、（旧）役場跡地の利活用に関してですが、令和7年2月から11月にかけて、計6回開催いたしました「利府町プレイスデザインワークショップ」にて取りまとめた利活用案の報告会を3月17日に開催いたしました。ワークショップ及び報告会の開催に当たり、御協力いただきました皆様には心より御礼申し上げますとともに、今後は、有識者を含めた検討委員会において利活用に関する議論を深めてまいります。

最後に、物価高騰に対する経済支援に関してですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「R I F U暮らし応援商品券」として町内で使用できる商品券を町民1人当たり8,000円分配付しております。

また、水道基本料金の3か月減免や児童手当対象児童1人当たり2万円の給付、さらには児童扶養手当受給者世帯に1万円を給付するなど、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を図るための各種経済支援も行っております。なお、応援商品券については、町内の使用可能店舗も264店舗に上り、大変好評をいただいております。今後も、実情に応じたきめ細やかな支援策を講じてまいります。

なお、昨今の国際情勢の変動に伴い、石油化学原料であるナフサの供給が不安定になっていくことから、本町にも様々な影響が及んでおります。町といたしましては、この予断を許さない状況に対し、町民の皆様、町内の事業者の皆様が安心して活動できるよう、国や関係機関と連携を密にし、ナフサ供給の最新状況や今後の見通しについて正確な情報収集に努めながら、国の補正予算を活用し、効果的かつ効率的な物価高騰対策事業を迅速に展開してまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野 渉君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 4 報告第 3号から

日程第29 議案第48号まで

○議長（永野 渉君） 日程第4、報告第3号専決処分の報告についてから、日程第23、議案第48号利府町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告6件、承認1件、議案19件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第3号専決処分の報告について**でございますが、今年の2月7日午前8時40分頃、利府町役場敷地内の駐車場において職員が公用車を駐車する際に、駐車していた車両に接触し損害を与えたことについて、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償については、全国自治協会の自動車損害共済事業により全額補填されることとなっております。

次に、**報告第4号継続費繰越計算書について**でございますが、継続費を設定している町営住宅建て替え事業について、令和8年度に通次繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第5号繰越明許費繰越計算書について**でございますが、今年の1月臨時会及び3月定例会において議決をいただいた一般会計に属する3件の事業のうち、年度内に業務が完了した物価高対応子育て応援手当支給事業を除く2件の事業について、令和8年度に繰り越したことを報告するものであります。

次に、**報告第6号事故繰越し繰越計算書について**でございますが、明神沢ため池改修事業において、堤体脇から湧水が発生したことにより、埋め戻し作業に想定以上の時間を要し、令和7年度内に事業が完了できなかったことから、令和8年度に繰り越したことを報告するものであります。

次に、**報告第7号水道事業会計予算繰越計算書について**でございますが、加瀬字野中沢地内外配水管布設替え事業をはじめとする2件の事業について、令和8年度に繰り越したことを報告するものであります。

次に、**報告第8号下水道事業会計予算繰越計算書について**でございますが、春日雨水排水設備整備事業をはじめとする2件の事業について、令和8年度に繰り越したことを報告するものであります。

次に、**承認第2号専決処分の承認を求めることについて**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が今年の3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴い、課税上緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に利府町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、

その承認を求めるものであります。

改正の主な内容についてでございますが、利府町町税条例及び利府町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に合わせ、軽自動車環境性能割を廃止し、利府町国民健康保険税条例については、同法の改正に合わせ、課税限度額及び減額措置に関する規定について改正を行ったものであります。

次に、**議案第30号利府町町税条例の一部を改正する条例**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が今年の3月31日に公布されたことに伴い、地方税法等の規定に合わせ、専決処分に係る改正箇所を除く規定について、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すほか、固定資産税の減免点の額の引上げなどについて所要の改正をするものであります。

次に、**議案第31号利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が今年の4月1日に施行されたことに伴い、東日本大震災復興特別区域法等の規定において、一定条件を満たす場合の免除に係る適用期間が2年間延長されたことから、条例についても同様の改正を行うものであります。

次に、**議案第32号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第33号令和8年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,350万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億350万2,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、スポーツ施設等指定管理事業をはじめとする3件を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、公営住宅建設事業の限度額を変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、**議案第34号令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から107万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億4,798万5,000円とするものであり、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、**議案第35号令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,709万3,000円とするものであり、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、**議案第36号令和8年度利府町水道事業会計補正予算**でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により6万4,000円減額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により5万円減額するものであります。

次に、**議案第37号令和8年度利府町下水道事業会計補正予算**でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整等により107万2,000円減額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により32万8,000円減額するものであります。

議案第38号利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてでございますが、個人番号カード用電子証明書の更新等に関する事務を取り扱う郵便局として、利府郵便局及び利府青山郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、**議案第39号監査委員の選任について**でございますが、今月の19日で任期満了となります宮城正義氏の後任の候補者として庄司英夫氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、**議案第40号から議案第48号までの利府町農業委員会委員の任命について**でございますが、現農業委員の任期が来月の19日をもって満了となることに伴い、利府町農業委員会の委員選任に関する規則第5条の規定により、利府町農業委員候補者評価委員会を設置し、団体推薦者及び一般応募者の評価を実施したところ、議案書に示す9名が、いずれも適格と判断されたため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、9名を利府町農業委員会委員として任命することにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案しております報告6件、承認1件及び議案19件でございますので、

慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（永野 渉君） 次に、議案第33号令和8年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第33号令和8年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページ目を御覧ください。

第2表債務負担行為補正についてでございますが、スポーツ施設等指定管理事業、西部児童館指定管理事業、東部児童館指定管理事業につきましては、いずれも現行の契約期間が令和8年度で満了することから、指定管理者制度による管理運営を継続するため追加するものであります。

第3表地方債補正につきましては、公営住宅建設事業に係る国庫補助金の内示額により限度額を変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものについて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

初めに歳入でございますが、17款2項1目5節地域未来交付金551万4,000円につきましては、窓口業務サービスの利便性向上事業及びアニメ・漫画産業を核とした新しい地域産業創出プロジェクトに対し、それぞれ交付金が交付されることから追加するものであります。

同じく、2目民生費国庫補助金3節物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金106万円につきましては、令和8年度に給付する令和7年度分の給付金に係る物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を追加するものであります。

同じく、4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金2,790万5,000円の減につきましては、内示額により、公営住宅整備事業に係る交付金を減額するものであります。

次に、21款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取崩し額から941万円を減額するものであります。

9ページを御覧ください。

同じく、7目ふるさと応援寄附基金繰入金につきましては、お試し移住体験住宅改修事業に充当するため340万円を増額するものであります。

23款4項3目8節コミュニティ事業助成金2,250万円につきましては、一般財団法人自治総合

センターの一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業が採択されたことから追加するものであります。

24款1項3目4節公営住宅建設事業債2,790万円につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の減額に伴い増額するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしましては、人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。

12ページ、13ページを御覧ください。

2款1項6目情報政策費12節委託料628万1,000円につきましては、役場庁舎及び保健福祉センター等における住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、外線電話の自動音声アナウンス機能や通話録音機能などを利用できるようにするものであり、その環境構築に要する費用を追加するものであります。

同じく、7目自治振興費18節負担金、補助及び交付金2,750万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業等が採択されたことから、菅谷二部町内会が実施する備品購入事業と、大町町内会が実施する集会所建設事業に補助金を交付するため追加するものであります。

14ページ、15ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費17節備品購入費757万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、窓口業務サービスの利便性向上事業として、マイナンバーカードを利用した証明書交付が可能となるマルチコピー機を庁舎内に導入するため追加するものであります。

16ページを御覧ください。

2款6項2目総合交通対策費18節負担金、補助及び交付金の負担金162万9,000円のうち160万円につきましては、m o b i 運行に係る人件費及び燃料費等の高騰により運行費用が増加したため増額するものであります。

16ページ、17ページを御覧ください。

同じく、3目スポーツ振興費14節工事請負費198万円につきましては、総合体育館サブアリーナ講習室及びダンススタジオの照明器具の劣化により、改修工事が必要であるため追加するものであります。

3款1項2目高齢者福祉費18節負担金、補助及び交付金90万円につきましては、令和8年度当初予算で計上した高齢者補聴器購入費助成事業について、介護保険事業の保険者機能強化推

進交付金の対象とならないことが判明したことから、介護保険特別会計から一般会計に組み替えるため追加するものであります。

19ページを御覧ください。

3款2項11目物価高対応子育て応援手当支給事業費18節負担金、補助及び交付金106万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、支給対象者53名分について、物価高対応子育て応援手当を給付するため追加するものであります。

21ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金540万円につきましては、果樹生産拡大推進事業において、生産者に対し梨畑の造成及び新植を支援するため増額するものであります。

22ページを御覧ください。

7款1項3目地域振興費12節委託料300万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、漫画等を活用したまちづくり事業として、初心者を対象としたデジタルによる漫画の書き方ワークショップや塗り絵体験会を開催するため追加するものであります。

23ページにまたがりますが、同じく14節工事請負費340万円につきましては、お試し移住体験住宅に備え付けられている温浴施設改修のため追加するものであります。

以上が一般会計予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は10時50分とします。

午前10時36分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 一般質問

○議長（永野 渉君） 日程第30、一般質問を行います。

本定例会に通知されたのは9名であります。通告順に発言を許します。

11番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔11番 浅川紀明君 登壇〕

○11番（浅川紀明君） 会派高志会、11番、浅川紀明です。よろしくお願いします。

それでは、本日の質問について通告書を読み上げます。

まず1点目、平和教育及び偏向のない健全な教育について。

3月16日に、沖縄県宜野湾市の米軍普天間飛行場の移設工事が行われている同県名護市辺野古沖で、小型船舶2隻が相次いで転覆し、乗っていた修学旅行中の京都の某高等学校の2年生18人と乗組員3人の男女計21人が海に投げ出され、女子高生1人と男性船長1人、合計2人が死亡、多数の高校生らが負傷するという大変痛ましい事件がありました。

不幸中の幸いというか、海上保安庁の迅速な救助があったおかげで犠牲者が2人にとどまったという感もあります。場合によっては、全員亡くなっていた可能性もあるかと思うんですね。

同高等学校のホームページによると、同校は平和教育に力を入れており、2年次に、2年生のときに沖縄研修旅行を実施、今回の旅行目的は平和学習のためとのことでした。

ちょっと口頭で補足します。

私は、今回平和教育をテーマに挙げましたが、平和教育は極めて大事だと考えます。しかし、本事件は、平和教育というもっともらしい美名の下で行われた反米反基地闘争の現場で起きた痛ましい事件であり、言い換えれば、学校長または特定の教師の偏向したイデオロギーを押しつけられて、挙げ句の果てに命を落としてしまった事件、そういう見方もできる事件だと思います。

高校生、小中と違いますね、高校生の平和教育というならば、わざわざ反基地闘争の現場に反基地活動家の船で行かなくても、沖縄を含む極東アジアの軍事バランスや、南シナ海、東シナ海における中国の覇権主義的行動をしっかりと教えて、日本の防衛における沖縄の地政学的価値、なぜ沖縄に軍事基地が必要なのか、また、普天間飛行場の代わりになぜ辺野古に基地を造成する必要があるのかといったことも教えるべきだと考えます。

通告書に戻して、そこで、本町の小中学校における平和教育及び偏向のない健全な教育の実施状況について伺います。

細部1点目。平和教育は学習指導要領でどのように示されているのか。また、小中学校別、学年別の規定があれば、その詳細について伺う。

2点目。学習指導要領を踏まえ、本町の小中学校では、日々の授業や修学旅行において、どのような平和教育が行われているか。

3点目。一般的に平和教育というと、戦争の悲惨さを語り継ぎ、不戦の誓いを新たにするとような内容が多いように思いますが、当局は、平和教育の内容はどのようなものであるべきと考えるか。

4点目。平和教育に限らず公教育、公の教育ですね、公教育は、特定の教師の偏向したイデ

オロギーを押しつけるようなものであってはならず、公正で健全であるべきと考えます。本町の小中学校では、教育における公正性、健全性をどのように担保しているか伺います。

大きな2点目、学校給食について。

現在町では、小中学校の給食において、食物アレルギーのある児童生徒に一部のメニューを変更するなど、特段の配慮をすべく検討はしたものの、その実施が困難なことから、保護者に対して献立表の配布や児童生徒本人の選択に委ねるといった対応をしていると承知しています。しかし、今後アレルギー対応を必要とする子供が増えることも考えられます。

また、県は、宮城県は、労働力不足解消のため、イスラム教徒、ムスリムですね、イスラム教徒が多数を占めるインドネシアからの労働者を技能実習生制度や特定技能制度の枠組みで迎え入れようとしており、今後、家族帯同が許可される特定技能2号の労働者の子弟が増えた場合、アレルギー対応に加えて宗教上の配慮に基づく対応、例えばハラル給食が求められる事態になることも考えられます。

細部1点目。食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、各学校で何人か。

2点目。食物アレルギー対応が困難な理由は。また対応している県内の近隣自治体はあるか。

3点目。近い将来、ハラル給食対応を求められた場合、どのように対応する考えか。

4点目。給食センターの所長、現在お二人いらっしゃいますけれども、町職員であり、国の定めた学校給食衛生管理基準に基づき、業務として、児童生徒の摂食開始30分前までに検食を行っているが、現状では、業務であるにもかかわらず、その費用は職員が自己負担している状況である。業務なのだから、町が負担すべきではないか。

大きな質問、3点目。より謙虚に町民の声に耳を傾ける町長の覚悟について。

3選を果たした直後の3月議会、先般の議会ですね、町長は施政方針演説の冒頭、「選挙を通じ町政への期待、様々な課題や要望を直接伺うことができた。3期目となる今後は、町民の声にこれまで以上に耳を傾け、町政に取り組む」と決意を述べました。

また、選挙前に各家庭に配布した政策集、これですね、政策集にも、持続可能な自治体運営の項目の中の住民参画の項に傾聴施策が複数記述されていました。

そこで伺います。3期目は、より謙虚に町民の声を聞く姿勢が求められると思うが、具体的な方策や取組及び町長の決意、覚悟を伺います。お願いします。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、平和教育及び偏向のない健全な教育について、2、学校給食については教育長。3、より謙虚に町民の声に耳を傾ける町長の覚悟については、町長。

初めに教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） 皆様、おはようございます。議会におきましても、これからどうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、11番 浅川紀明議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、第1点目の平和教育及び偏向のない健全な教育についてお答え申し上げます。

こちらの事故については、私立の高等学校における事故であったと認識をしております。

まず、（１）と（２）とは関連がありますので一括してお答えいたします。

小中学校の学習指導要領の前文においては、教育の目的の1つとして、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととされています。

小学校の学習においては、例えば社会科であれば、戦争の悲惨さや日本国憲法の平和主義、国際理解の基本などを学んでおります。また、中学校においても同様に、社会科では、戦争の起きた原因や国民生活への影響、国際連合の役割、領土問題、人権保障など、国際社会の課題と平和への取組について学んでおります。

一方、修学旅行につきましては、学習指導要領において集団宿泊的行事として扱われています。その目的は、平素と異なる生活環境にあつて見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすることとされています。

次に、（３）の平和教育の内容はどのようなものであるべきかについてでございますが、教育基本法及び学習指導要領には、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと示されておりますので、教育委員会といたしましては、それらに基づいた教育をするものと捉えております。

次に、（４）の、本町の小中学校では、教育における公正性・健全性をどのように担保しているかについてでございますが、公立の学校教育は学習指導要領を基本とし、指導の狙いを明確にした計画を立て授業を行っております。さらに、校長は授業の観察を通じて授業力等の評価を行っておりますので、公正性・健全性は担保されていると認識をしております。

○議長（永野 渉君） 教育長、学校給食。

○教育長（竹内 新君） 大変申し訳ございません。次に、第2点目の学校給食についてでございますが、（１）から（３）までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

まず、本町における食物アレルギー対応を必要とする児童生徒につきましては、今年度は小中学校合わせて200名ちょうどとなっております。毎年度、入学時及び進級時に食物アレルギー

調査を実施しており、アレルギー疾患を有する場合には、保護者の希望に基づき、給食の全停止や代替飲料の提供、食材料表の事前配布など、個々の状況に応じた対応を行っております。

一方で、除去食や代替食など食物アレルギーに対応した給食の提供につきましては、アレルギー物質の混入を完全に防ぐため、食材の下処理から調理配送に至るまで、通常の工程と切り離した専用の調理環境が必要になります。しかしながら、現在は、施設の規模上、こうした独立した調理環境を確保することが困難であることから、除去食や代替食の提供は行えない状況となっております。

なお、県内におきましては、独立した専用調理室等を整備している自治体では除去食や代替食の提供が行われております。また、ハラル給食への対応につきましても、施設・設備面が課題であると認識しております。

そのため町では、今年度から開始した給食費の完全無料化に合わせ、食物アレルギーや宗教上の理由など、やむを得ない事由により恒常的に給食を停止する児童生徒に対し、給食費相当額を補助金として交付する制度を整備したところであります。

今後も多様化するニーズを注視しながら、当面は公費助成による柔軟な支援を通じ、児童生徒及び保護者に対する必要な支援を行ってまいります。

次に、（４）の検食の費用負担についてでございますが、本町におきましては、検食で使用了給食をそのまま昼食として喫食している状況であることから、学校給食法において、食材料費は保護者負担とされている趣旨を踏まえ、職員についても、食材料費相当分を実費で負担する運用としているところであります。

一方で、検食の在り方や費用負担の取扱いにつきましては、自治体によって対応に違いがあることから、今後につきましては、他自治体の事例や考え方なども参考に、適切な在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

第3点目の、より謙虚に町民の声に耳を傾ける町長の覚悟についてお答え申し上げます。

3期目の決意及び覚悟についてでございますが、3期目の町政を担うに当たり、町民の皆様の声を傾聴することこそが町長としての原点であり、全ての施策の出発点であると改めて強く認識いたしております。

今般の選挙におきましては、町内各地で子育てや高齢者福祉、交通、道路整備など、暮らし

に直結した切実な声を直接肌で感じてまいりました。こうした声を確実に町政へ反映させていくことこそが、3期目に臨む私の覚悟でございます。

具体的な取組といたしましては、私が掲げる102の政策のうち、利府町民会議や町長との座談会、意見交換会の開催機会をさらに拡充してまいります。また、これまでこういう施策に参加されたことがない方々の行政参画のきっかけをつくるため、地域や年代から抽出した方に対して個別に御案内を差し上げるなど、直接的なアプローチを試みるとともに、オンライン意見募集なども拡充し、仕事や育児で多忙な方々を含めた幅広い世代から声をいただく双方向の行政運営を実現してまいります。

一方、次代を担う若者の声を反映させる取組につきましては、これまでの主権者教育や学校訪問での対話を継続しつつ、新たに、おおむね16歳から24歳を対象とした若者目線による政策提言を実際の町政に届けるユースカウンスル事業の立ち上げなど、ダイレクトに声が届く仕組みを整備してまいります。

将来的な単独市制移行という大きな目標は、行政だけではなし得るものではありません。これまで声を届ける機会のなかった方々も含め、一人一人が主役となるまちづくりを推進するため、謙虚に、そして真摯に傾聴する姿勢を貫いてまいります。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） それではまず、大きな質問の1番目の中の（3）平和教育の内容及び当局の考えという関連で再質問します。

答弁は、教育基本法及び学習指導要領に基づき行っているということなんですけれども、もう少しかみ砕いて、具体的な教育の内容についてどうあるべきと考えるのか答弁してください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

学習指導要領に基づいて学校教育は行われておりますので、それに基づいた具体的な取組の例として、まず小学校では、社会科では、我が国の歴史ということで、日中戦争や太平洋戦争に関すること、日本国憲法の平和主義に関すること。また、国語におきましては、戦争などを題材にした作品を通して戦争の悲惨さ、それから平和を望む、そういう気持ちを育成していきます。

また、道徳などにつきましては、国際理解であったり生命の尊重であったり、そのようなものを学んでおります。

中学校におきましても、小学校で学んだことを、さらにより詳しく行っているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 学習指導要領の内容ですね、今お答えになったのは。なかなか、どうあるべきかという質問に対する答弁というのは難しいと思うので、ちょっと視点を変えて言います。

平和教育はどうあるべきかということについて言えば、私の質問の文章的にも触れましたように、まずは戦争の悲惨さを語り継いで不戦の誓いを新たにすることが、まず基本だと思うんですね。それが大事なんです。だけれども、そこだけにとどまっちゃうと、やはりちょっと問題があるかなと思うんです。

幾ら日本人の子供に戦争の悲惨さを理解させても、そこだけにとどまってしまうと、単なる感情的な戦争忌避感、避けたい、嫌がるという感情を植え付けるだけになってしまって、侵略しようとする国、もしくは核戦力を含む武力で日本を威嚇するような国にとってはかえって都合だと思うんですね。結果的に、そうした教育は無力かつ無意味というふうに考えます。

私の言ってることがちょっと分かりづらいかもかもしれませんので、ちょっと例を挙げます。

インフルエンザの対応あるいは大地震のときの津波の対応について。インフルエンザの予防を例にして挙げると、一般的にインフルにかかると高熱が出て大変です。特に高齢者なんかだと亡くなる場合もあります。だから、インフルは嫌だ、インフルにかかると大変だぞというだけでなく、だけでなくですね、どのようにインフルにかからないようにするかというところまで踏み込んで、手洗いやうがい、予防接種といったことを指導されていますよね。

津波も同じだと思うんです。大震災のときに津波で大きな被害がありました。大変だということになります。ですけれども、大変だ、嫌だ、津波嫌だと言っているだけじゃ駄目なので、実際には、避難のことだとか訓練したり、いろいろなことを教えているわけです。

平和教育も本来同じだと思うんですね。戦争は悲惨だ、嫌だという段階で終わってしまっただけは駄目だと思うんです。対策として、どのように平和を保つか、どのようにして敵国の侵略を抑止するかというところまで踏み込まないことが一般的に多いのかなと思うんですが、教育長に改めて伺います。教育長は、平和教育はどうあるべきだと考えますか。単に教育基本法、学習指導要領に基づいてというところだけでなく、お答えいただければありがたいです。

○議長（永野 渉君） 教育長、答えられますか。じゃあ教育部長。教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） ただいまの浅川議員の平和教育についての御質問にお答えをさせてい

たきます。

どのように平和教育を、平和教育をどのように考えるかということなのだろうと思いますけれども、まず議員がおっしゃいました、怖がらせるだけではないということでもありますけれども、小学校、中学校と子供の発達段階というものがございます。冒頭、私が申し上げましたように、おっしゃった事故、これは私立の高等学校の事故でございますので、全く同列に考えられるかという違う部分もあるかなと思っています。

そして、部長も少し申し上げましたけれども、学習指導要領におきましては、平和主義、国際協力、そういったところも扱っていくことになりますので、ただ単に怖がらせるということではなくて、だんだんに、小学生なり中学生なりの発達段階に応じて、平和の大切さ、戦争が起きないために国際協力ということが大切なんだというものを、各教科の教育内容を通じて教えられていくものだ、そのように思っております。

私ども町の教育委員会では、担当外ではございますけれども、もちろん高等学校に入れば、より高度な内容の学習に入っていくものでございますので、今答えが出ていない問題、それからいろいろな考え方のある問題、これらにつきましても複数の考え方、それを発達段階に応じて児童生徒に理解できるように、高校でも扱われていくものと思っております。

平和教育について、私はそのように考えております。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 小学生については、なかなか発達段階、これからというところなので、難しいことは、なかなか困難かと思えます。ただ、中学校においては学習指導要領の中で、我が国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について考察する、そういったことを平和教育として指針として示されています。

ということであれば、例えば、我が国の安全と防衛に関連して、単に、先ほど申し上げたように、戦争嫌だ、戦争が起きたら大変だというだけじゃなくて、実際に、今の日本国政府が行っている、戦争を抑止するためにどんな取組が必要なのか。例えば国際貢献なんかでも、まず安全保障環境を安定化させるための一助だと思うんですね、1つの方策、そういったことも踏込んでやはり教えるべきだなと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長、答えられますか。じゃあ教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 先ほどの教育長の答弁と重なる部分があるのですが、小中学校と発達段階がございます。今、浅川議員がおっしゃった中身は、かなり高度な内容になるかなというふうに捉えます。小学校、中学校で使っている教科書を見ると、議員が考えるような、そう

いう具体的なところまでは記載はされておられません。教科書は学習指導に基づいて作られているものでございますので、学校現場としては、やはり平和教育だけが授業ではございませんので、バランスのよい子供たちの育成というのが大事になってきますので、学習指導要領にのって、そして教科書に基づいて行われているのが学校現場でございますので、そのように認識しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） それでは、次の（４）に関連した再質問に移ります。

平和教育でなくて一般的な公教育ですね、公教育における公正性、健全性をどのように担保するかということなんですが、先ほどの答弁で、校長が授業観察などで授業力などの評価を行っているため、公平性、健全性は担保されているということでありました。

ちなみに、私がなぜこの（４）の質問をしたかということ、過去に本町でも偏向した教育が実際になされた事例があったからです。

ちょっと例を挙げると、今から二十数年前になります。当時、某中学校の３年生だったある娘さんが、期末テストで変な問題が出たということで、お父さんが「何だ、どうしたんだ」と聞いてみると、何と社会科、歴史の問題で、伊藤博文を暗殺した韓国の英雄の名を記せという問題だったそうです。私の再質問はまだ続くんですけども、ここまで聞いて、教育長はどのようにお感じになりますか。

○議長（永野 渉君） 教育長、答えられますか。教育長。

○教育長（竹内 新君） どのようにお感じになりますかという御質問でございます。

御質問、その内容というのは安重根という人物についてのものだとは認識をしております。もちろん、日本国内においての評価と韓国での評価というのは、大きな開きがある人物ではないかなと思っておりますので、議員がおっしゃった、そういう言い方がバランスの取れたものかということ、そこはいろいろな考え方が残っているんじゃないのかなと、そのように今お話を聞いて感じました。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 韓国と日本において、歴史的な事象、安重根の伊藤博文暗殺の捉え方、これは異なるものだと思います。おっしゃるとおりです。ですけれども、日本における公教育ですよね。今、教育長は、いろいろな考えがありますというだけにとどまっていますけれども、本来、適切でないと言われるのが筋だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） ちょっと浅川さん、答えられない、そこまで突き詰めますか。

じゃあ浅川紀明君、再度質問願います。

○11番（浅川紀明君） 内心では多分、適切でないだろうかと、日本における公教育において韓国の英雄の名を記せというのは、やはり間違っているというふうにお考えだとは思いますが。ただ、お立場上、あまり言えないのかなと察します。

御承知のとおり、伊藤博文氏は日本の初代内閣総理大臣です。韓国併合の前に、初代韓国統監を務めた偉人であって、日本のお札、千円札に肖像画も描かれています。これ皆さん御承知のとおりですね。伊藤博文氏をハルビン駅で暗殺したのは安重根ですけれども、反日機運の激しい韓国にとっては確かに英雄かもしれません。しかし、日本にとっては、暗殺者、テロリスト、そして殺人罪という重大事案の犯人だと思うんです。そういう捉え方が正しいと思うんです。

それを、よりによって韓国の英雄の名を記せというのは、私は、この話を伝え聞いたときに、どこの国の教師か、どこの国の歴史教育かと、その娘さんのお父さんが大変腹立たしく思ったことに同感しました。

昔のことなので、二十数年前のことなので、現在はそのような先生はいらっしゃらないかと思うんですが、ただ、現実にはそういうことが過去行われていたわけですね。多分、二十数年前も、それぞれの学校において、校長先生の授業観察などで先生の教育力をしっかりと確認して、公平性、健全性を担保する努力をしたと思うんですが、実際に過去にそういうことが行われたといった事例に照らして、改めて伺います。

公教育における公正性、健全性、先ほど答弁なされた以外に、ほかに担保するやり方というのはありませんか。

○議長（永野 渉君） 教育部長、答弁願います。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

教育長の答弁とも、まず重なる部分がありますけれども、年度当初、またはその前の年の年度末に、授業1年間分の年間指導計画というものを教員は作成します。社会科教員であれば、当然、社会科1人ではなくて複数で目を通し、そしてそれが学校のものとして使われるわけです。当然、複数の目が入りますので、チェック体制も機能しております。そして、年に1度、もしくは数回、各学校に県の教育事務所のほうから、学校を訪問して、先生方の授業を見ております。当然、指導・助言等が入ります。そして、本町におきましては、授業づくりに関しての専門員がおりますので、定期的に各学校へ訪問して、先生方の授業を見て指導・助言も行っ

ております。

そのような意味で、様々な角度から、様々な面から担保されているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 今の答弁で、年度当初、複数の先生方で、どういった教育をやるか確認するとか、年1回、教育委員会、教育長ですか、視察に来られる、あるいは指導員が視察すると、授業参観するということなんですが、私は、基本的に各先生が公正な教育をやろうというふうに努めておられて、変な先生は、まず現時点にはいらっしゃらないと思っているんです。

その上で、ただ、過去に先ほど申し上げたような事例があったので質問しているわけなんですけれども、やはり授業参観、偉い方が来たとき、あるいは複数の目が注がれているとき、それは変なことはしないですよ、あり得ないと思うんです。だから、ほかにもう少し、どんなことがあっても公正性、健全性を担保するスキームをつくらないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね、現状以外に。その点についてはいかがですか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 申し上げます。

先ほど申しましたもの以外としましては、例えば、初任の先生方は、学校教育について、当然、ベテランの先生方に比べると、授業づくりに関しては学ぶべきことがたくさんあります。定期的に研修会を、初任者研修というものを開いております。その中で、学習指導要領に基づいた授業づくりということが、県のほうからも指導を受けております。

そのようなものを例として、いろいろな面で研修会というものを先生方は受講しております。そういうところから、学習指導要領に基づいた授業づくりというものを、先生方は意識して授業づくりをしているものと認識しております。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 問題は、初任者研修レベルの若い方というよりは、ベテラン先生のほうが、より問題だったんだろうなと思います、過去の事例に照らし言うと。授業参観、観察だけでなく、例えば少なくともですよ、もう一度言います、少なくとも期末テストだとか、あるいは要は定期テスト、定期テストに関わる問題ぐらひは校長が事前にチェックするという取組が必要なのではないかなと思うんですね。それはいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育長。

○教育長（竹内 新君） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず、学校で様々な教材を扱いながら授業を行っております。主なものは、もちろん教科書であります。教科書は、教科書検定というものがございますので、合格した内容につきましては一定の内容ということで担保があるんだろうと考えております。

それ以外の教材というのは、副教材とか補助教材とかいうふうに呼ばれたりしますけれども、そういった補助教材、副教材につきましても、文科省のほうで適切な取扱いについてということで通知は出ているところでございます。

かいつまんで申し上げますと、いろいろなプリントを配るとか、そういったことはもちろん許されております。具体的には、各学校において指導の効果を高めるために、校長の責任の下、教育的見地から見て有益適切な補助教材を有効に活用することが重要だと、そのように通知で言われております。

したがって、補助教材の中には、議員がおっしゃるテストも含まれると理解しておりますので、事前にチェックというの、具体的にどれぐらいできるかということもございしますが、少なくとも二十数年前にそういった、保護者からの御指摘があったというようなことがあれば、もちろん学校にそういう話は届きますので、そうした形で学校内において指摘を受けて、適切に対応がなされるものだと考えますし、仮に内容がおかしいということであれば、学校の中できちんと教えるということは、考えられるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） ありがとうございます。

なお、二十数年前のその事案、伊藤博文を暗殺した韓国の英雄の名を記せという問題、期末テストの問題ですけれども、実際にお父さんに聞いたところ、お父さんが娘の教科書を見たときに、安重根という名前は書いてあったものの、韓国の英雄とは表現されていなかったんですね。

だから、今教育長がおっしゃられたように、学習指導要領、教科書、あるいは補助教材に基づいた教育をすべきところ、それと関係ないところを、ある先生が期末テストという重要な局面において偏った教育をしたという事例なんです。その辺は、よく深刻に考えていただきたいと思うんです。

もう二十数年前の話なので、現時点ではないかもしれませんが、でも、あるかもしれないので、だから私、こういうことを質問しているわけです。

次の質問に入ります。学校給食について。その前に、もう一度ちょっと、公教育の健全性について、触れたいと思います。

先ほど教育長がちょっと触れましたけれども、複数の考え方があるときは、両論併記というか両論を示すのが妥当だというような趣旨のことを言われたかと思うんですが、私も全くそのとおりだと思います。多くの先生が実際にされていらっしゃるのとおり、学習指導要領にのっとり歴史の事実のみを教えるべきだと思うんですね。

仮に、複数の見解があるのであれば、歴史だって大体評価は分かりますから、そういった場合においては、一方的な見解、言いかえれば教師の評価を押しつけてはならず、やはり公正に多様な見解、歴史的な解釈を示すべきだなと思うんです。それについて、いかがお考えになりますか。

○議長（永野 渉君） 浅川さん、発言が教育行政への過度な介入に当たる可能性がありますので、あまりそういったような質問については御注意願いたいと思います。

教育長、答弁できますか。できますか。じゃあ教育長。

○教育長（竹内 新君） 議員の御質問にお答えをいたします。

様々な考え方があるような事柄、あるいはまだ確定していない事柄、いろいろな扱いにくい、難しい問題というのはたくさんあり得ると思います。そういったものを、議員おっしゃるようにな面的な見解を扱うだけでは、それは取扱いとして適切ではないと指摘される可能性はございますので、そうした場合に、複数の考え方などが分かるように配慮した上で、授業において取扱いをするのが適切であると思います。

その際に、事案の内容と難しさ、そういったところで資料をどのように準備するか、あるいは口頭にするのか、それは現場の裁量ではないのかなと、今お伺いをして感じたところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） ありがとうございます。

では、次に大きな2番目、学校給食のほうに移ります。

先ほどの答弁の中で、アレルギー対応を必要とする子供は、小中合わせて約200名という数字が答弁されました。非常に多いなというふうに感じました。現状では、対応、物理的に給食器材等が専門のものがいないので、物理的に困難だという答弁もありました。

対応できている自治体と利府町の違いは、端的に言って何でしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

端的に申しますと、対応ができていない自治体は、それ専用の調理室を完備しているかしていないかの違いでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 分かりました。そうすると、近い将来、現行の給食センターの建て替え等があった場合、その結果、機材の更新、設備更新があったときには、アレルギー対応も考えて基本設計されるというようなお考えはありますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育長。

○教育長（竹内 新君） 議員の御質問にお答えをいたします。

現状では、施設の事情があつて対応ができていないということを先ほど申し上げました。でするので、給食センターが、今後どのような時期にどのように対応するのかということが、まだ全く決まっていない状況でございますけれども、改修等する場合には、アレルギー対応というのは大きな課題だと思いますので、それを踏まえた形の改修対応ということになるんじゃないのかなと現時点では考えております。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 分かりました。ぜひそういう検討も、少なくとも検討は必要かと思うので、よろしくお願いします。

それから（3）のハラル給食の問題。

先ほどの答弁の中では、仮にそれがあつた場合においては、食物アレルギー等への対応と同様に、給食費相当額を保護者に支給するというような対応をされるんだという趣旨の答弁があつたかと承知しています。

それに関連して、教育部以外の関係ですけれども、現状、利府町には住民登録している外国人は何人ぐらいいるのか。また、そのうちイスラム教徒の方は何人ぐらいいるのか。といつても、宗教の話になるとなかなか捕捉しづらいと思うんですが、イスラム教徒の多い、例えばインドネシアから来日している方は何人ぐらいいるのか、可能であればお答えいただきたいと思ひます。

○議長（永野 渉君） 今答えられる。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） 浅川議員の御質問にお答えいたします。

外国人の総数ですけれども、令和6年度は189人でございます。そのうちインドネシアということでございますが、12人となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 令和7年度のデータはないんですか。

○議長（永野 渉君） 答えられる。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

令和7年度につきましては現在集計中ございまして、まだ国別は出ておりませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） ありがとうございます。

ハラル給食の関係で、イスラム教徒、ムスリムの保護者の方に給食費を、ほかの生徒は給食費ただになっているので、その分補填しますと、それでうまくやってくださいといった対応を、仮にムスリムの子弟が増えた場合にするんだと、先ほどの答弁で理解したんですけれども、それ以外に考えていらっしゃることはありませんか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

給食費の補助以外には考えておりません。

以上です。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 分かりました。

私はちょっと懸念するのは、国や県が政策として外国人を受け入れて、労働力として受け入れて呼び寄せた。宮城県なんかでは、インドネシア政府と覚書を交わして、それで労働力として来てもらっているという現実がありますが、そういう、国や県から呼ばれたのにとということで、国際問題になる危険性もあるかなと心配しているんですね。実際に給食費の補填だけで済むかどうか、ほかにも対策はないかということも、今後、近い将来の起こり得る事態なので、御検討いただきたいと思います。

（４）の給食センターの所長さんの検食の問題。検食が業務であるにもかかわらず、その費用を職員自身が自己負担しているということに関連して再質問します。

先ほどの答弁では、今後検討すると言われたわけなんです、他市町村の事例を参考にですね。そのときに、ぜひ注意していただきたいのは、他市町村も検食官というか検食業務として行っているという認識がない場合があるので、単に、お昼御飯の代わりに検食、担当者が食べているねというような単純な捉え方をしている場合もあるかと思うので、業務として行っているんだという認識をした上で、あえて無料ではなく有料にしているのかどうか、その辺も再度確認していただいて、今後検討していただきたいと思います。

ちなみに、私は昔自衛隊で、某駐屯地の、二千数百人がいる某駐屯地の給食担当の責任者でした。そのとき、お昼御飯は検食官という立場で業務として食べて、その結果、無料でした。そういった経験もあったので、今お尋ねしているわけなんですけれども、ぜひ業務としてやる以上は、本来無料にすべきというのが筋論としてあるかなと思うんです。

今後検討するということだったんですが、今後の検討の糸口だけでもお答えいただければありがたいです。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育長。

○教育長（竹内 新君） 御質問にお答えいたします。

糸口ということでございますけれども、今議員が、そうした業務として検食をするんだということは大事なんだということをおっしゃっていただきましたので、そこも含めて他自治体のことは調べてみたいと思いますけれども、糸口とおっしゃられましたけれども、これから考え、検討という状況でございますので、まだちょっと糸口というのは申し上げにくいかなと思っております。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） ぜひ前向きに御検討ください。

給食関係、無料化関係でさらに質問します。

学校給食衛生管理基準では、検食は学校給食調理場及び共同調理場の受配校、給食を受け取る学校ですね、受配校において、あらかじめ責任者を定めて、児童生徒の摂食開始時間の30分前までにを行うことと定められています。

要は、給食センターの所長さんだけでなく、給食を受け取る学校側においても、摂食開始、御飯を子供が食べる30分前までに定められた責任者が検食をするということになっていきます、衛生管理基準で。

給食の配送を受ける各小中学校でも、あらかじめ定められた責任者が実際に検食を行っているのか。また、給食担当者も、その先生が給食担当者として、業務として行っているのであれ

ば無料にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

給食を受け取る小中学校のほうでも検食が必要であるという御質問に関してですけれども、各学校では、検食する、主に校長になりますが、行っております。当然、業務として、業務という認識の下に行っておりますが、先ほどの教育長の答弁と同様に、検食で使用した給食をそのまま昼食として食べるということになっております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 今の教育部長の最後のところがちょっと引っかかるんですけれども、検食として使用した食事を昼食として、昼飯として食べている云々ということ。だから有料でいいんだというような趣旨のように聞こえたんですね。

ですけれども、もう一度言いますが、おっしゃったように、業務として食べているという認識があるというんだから、本来、今後の検討になるかもしれませんが、ぜひ無料にすべきだと思うんですね、学校長、校長先生の分は。その辺よく承知していただきたいと思います。

次に、大きな3番目、町長の傾聴、町民の考えに、声に耳を傾ける町長の覚悟について再質問します。

町長が先ほど、これまで以上に真摯に、またいろいろな政策としても新たな取組を幾つか、二つ三つぐらい挙げてくださいました。非常にいいなと思います。ぜひ、それを着実に実行していただきたいと思います。

再質問ですけれども、町民の声も様々なものがあって、全ての声に満足のいく答えを出すというのはなかなか不可能に近いものがあるかなと思うんですね。結果的には、取捨選択せざるを得ないと。一応聞くんですけれども。また、場合によっては町長の町政運営に真っ向から反対するというような意見もある場合もあると思うんです。

そういったときに、ややもすればやはり反論したいと思うんですね。特に、自分の頭の中に明確なビジョンがあって、自分のやっていることが正しいという考えがあれば、当然反論したくなると思うんです。

ですけれども、まずは黙って話を、意見を聞くという姿勢が大事だと思うんですね。想像するに大変ストレスのたまることではありますけれども、ぜひ、それに耐えて、町長にはそういう傾聴姿勢を貫いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 浅川さんの御質問にお答えいたします。

答弁でもお答えさせていただいたように、私の出発点というのは、町民の皆様の声を聞いて、それを政策的に実現していくかということでございます。継続的に座談会はじめ町民会議もそうなんですけれども、小さい会、少人数、小さな声、そういったことを取りこぼしのないように、町政の中でヒアリングをさせていただくということは続けております。

ただ昨年度は、先生御案内のとおり総合計画の中間見直しでございました。なので、地域懇談会という形で、その見直しの意見を聞くということに広聴事業を集約させていただいた経緯がございます。

それがよかったか否かというのは、また別の評価の話だと思うんですけれども、その中間見直しが終わりましたので、また今年度早々から、PTAの皆様、先週は助産師の皆様と座談会を開催させていただいて、多くの町政に関する御意見や御提案をいただいたところでございます。

反論をするとか、私とか、今の町の考え方に真っ向から反対の方がいらっしゃる、それは当たり前なことなんです。当たり前なことなので、それに対して、いかに真摯に向き合うのかということがリーダーとしての役割だと思っておりますし、私も松下幸之助の弟子だと思っております。経営の神様の松下幸之助は、常に、耳は2つある、口は1つある、その意味はどういう意味か考えるということをおっしゃられておりました。

つまり、しゃべる以上に聞くということをせなあかんよということでございます。その意義を町長になってもかみしめている次第でございますので、一生懸命、時間の許す限り、町民の皆様、住民の皆様の意見、声を聞かせていただいて、総合的に判断して、私が町政に反映できるところは町政に反映していきたいなというふうに思っております。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 多分、時間的に最後になるかもしれませんが、傾聴ということ、その重要性、町長自身もしっかりと御認識されて取り組もうとしていると、よく分かりました。

傾聴だけでなく、発信も大事な場合があるかと思うんですね。例えば町民以外の方、町民以外の方も含めた、多くの方が参加するいろいろな各種会合がある場合、そういったときに、やはりそういった人々と交流し、傾聴するだけでなく町のトップとして発信する場でもあると思うんです。

私、自衛隊OBとして自衛隊の行事に参加することが多々あるんですが、その際に、残念な

ことに、町長の姿、あるいはその代理者の姿が見えないことで、がっかりすることが時々あります。大変多忙であることは重々承知していますが、自衛隊行事にかかわらず、いろいろな団体の各種行事に、都合がつく限りは、代理者でなく自ら出席し情報発信するというのが肝要かと考えます。改めて覚悟というか、お考えを伺います。

○議長（永野 渉君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 浅川さんの御質問にお答えいたします。

自衛隊の皆様との会合にあえて出席していないということでは決してございません。出席したいというのはやまやまですが、なかなか公務の都合上、それがかなっていないということは、私もじくじたる思いでございます。

ただ、これは浅川議員も関わっていただいた経緯もございますが、私たちの町は、でかでかと自衛隊の皆様との応援団ですということを看板を掲げさせていただいております。町の姿勢がそのような姿勢を取っているということは、自衛隊の幹部の皆様はじめ末端の隊員の皆様にも御理解いただいているのではないかなというふうに思っております。それが町が発信している事業の1つだと私も捉えております。また、自衛隊の皆様のみならず、町のことをPRせよということは、私もずっと積極的にさせていただいております。

先々週も介護事業連合会という会議において、まちづくり、利府町のまちづくりについてお話をさせていただきましたし、去年はKHBさんのぐりりホールでも、一般の方向けに、利府町ってどういう町なのかということもプレゼンさせていただいておりました。高校、大学、専門学校、ありとあらゆる機会を捕らまえて利府町のPR、またはまちづくりについてお話をさせていただいておりますので、これも先生おっしゃるように、今後さらに磨きをかけ、輪をかけ、一生懸命やってまいりたいと思います。

○議長（永野 渉君） 浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 自衛隊のみならず、各種会合において積極的に情報発信していただきたいと思います。

先般、この春に、小中学校の卒業式、入学式のときに、あのときは福島さんと千田さんだったと思うんですが、代理者として祝辞を述べて、その際に、町の学校に係る給食費無償化とか、そういった施策をさりげなくPRされていたんですね。私、非常にいいことだなと思います。いろいろな会合において、小学校、中学校以外でも、いろいろな会合において、そういう姿勢を貫いていただきたいと思うんですが、代理者の方でも町長の意識を共有して、そういうふうをお願いしたいと思うんですが、代理者の……。

○議長（永野 渉君） 浅川さん、時間です。

○11番（浅川紀明君） 多分、一番可能性は副町長だと思うので、その辺のお考えについてお願いします。

○議長（永野 渉君） じゃあ最後に、副町長。

○副町長（鎌田功紀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

もちろん、私が代理で出席される機会もございます。その際には、今おっしゃったような町の施策はじめPRも兼ねてやっていきたいと、これからもですね、思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 以上で、11番 浅川紀明君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。再開は13時といたします。

午前 11時53分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（永野 渉君） 定刻前ではありますが、全員おそろいなので、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 須田聡宏君の一般質問の発言を許します。須田聡宏君。

〔5番 須田聡宏君 登壇〕

○5番（須田聡宏君） 5番、チームリスペクト、須田聡宏です。

本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

令和5年12月定例会の際にも、一般質問で部活動の地域移行について取り上げました。2年半が経過しまして、状況調査の段階から計画の立案、そして改革の推進という年度を迎えるに当たり、現状と今後の方向性について質問させていただきます。

では、通告内容を読み上げてまいります。

文部科学省は、部活動の地域展開について、少子化の中でも生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたり確保・充実すること、また、教員の働き方改革を進め、持続可能な指導体制を構築すること、そして、地域全体で支える新たな価値を創出することを目的として示しています。

一方で、現行の学習指導要領では、部活動は「教育課程外の学校教育活動」とされつつ、「学校教育の一環として教育課程との関連を図る」とされており、長年にわたり教員の自主的な教育活動として継続してきた実情があります。

また、地域展開を進めるに当たり、指導者の人材確保、活動場所の確保、指導者の報酬、事故やトラブル時の責任の所在など、町として整理すべき重要な課題が数多くあります。

以上を踏まえ、当局の見解をお伺いします。

（１）国が示す地域展開の目的を、町はどのように整理し、どのような方向性で進めるかということについて伺います。

- ①名称が地域移行から地域展開になった意図をどのように捉えているのでしょうか。
- ②活動機会の確保のため、どのような方策が必要でしょうか。
- ③教員が担っている部活動運営業務を分析し、どのように整理分担しますか。
- ④運動部と文化部との展開に違いはありますか。
- ⑤予算における町の負担、家庭の負担の見通しはどのようにお考えでしょうか。

（２）地域展開の実施体制について。

- ①指導者の確保と育成の現状と、それに関する課題は何でしょうか。
- ②活動場所の確保と運用方法をどう見直しますか。
- ③生徒の移動に関する安全確保をどう考えますか。

（３）改革推進ではなく、これは訂正になります、改革実行期間になります、の責任範囲をどのように整理するのか伺います。

①部活動と地域クラブが混在する期間になりますので、責任の所在を明確化する必要があるのではないのでしょうか。

②この時点で、学校教員が対応しなければならない業務は何でしょうか。

（４）制度設計について伺います。

- ①指導者（教員を含む）の報酬体系はどうなりますか。
- ②事故・トラブル時の責任の所在はどうなるのでしょうか。
- ③学校、保護者、指導者、委託を受ける場合の民間事業者等、行政、それぞれの役割はどのようなになるのでしょうか。
- ④国の改革実行期間、令和8年度から令和13年度の6年間を踏まえ、町としてロードマップを策定する考えはあるのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１、部活動の地域展開について、教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） それでは、５番 須田聡宏議員の御質問にお答えをいたします。

部活動の地域展開についてでございますが、まず、（１）の①名称が地域移行から地域展開になった意図をどのように捉えているかにつきましては、昨年12月に改定された、国が示す学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン（第3版）において、学校を含めた地域の人的・物的資源を活用しながら、地域全体で新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していくという方針の下、改定されたと捉えています。

町といたしましては、学校と地域が連携・協働しながら、学校部活動を地域クラブ活動に展開していくことが重要であると考えています。

次に、（１）の②活動機会の確保のため、どのような方策が必要かについてでございますが、新たな地域クラブ活動の整備支援や、既存活動団体への中学生の受入れの促進が重要と捉えておりますので、今後、学校保護者、地域、行政が連携し、生徒たちが生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保できるように進めてまいります。

次に、（１）の③教員が担っている部活動運営業務を分析し、どのように整理分担してしていくのかについてでございますが、部活動の運営業務については、活動計画の作成、実技指導、安全管理、連絡調整等、多岐にわたるものと認識しております。

これらについては、地域展開に伴い大きく変化するものと捉えておりますが、1でもお答え申し上げましたとおり、学校と地域が連携して担う仕組みづくりの実現に向けて努めてまいります。

次に、（１）の④運動部と文化部との展開に違いはあるのかについてでございますが、運動部・文化部ともに、地域展開の進め方については、それほど大きな違いはないものと考えています。

次に、（１）の⑤予算における町の負担、家庭の負担の見通しについてでございますが、国のガイドラインにおいて、受益者負担の水準については地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すとしていることから、今後示される基準を踏まえてまいります。

次に、（２）の①指導者の確保と育成の現状についてでございますが、現在、指導者の確保を目的とした登録制度として、町が実施している利府町スポーツ活動人材バンクや生涯学習人材バンクのほか、宮城県のみやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステムにおいて指導者の募集を行っているところであります。

また、育成につきましては、宮城県地域クラブ指導者研修会等を通じ、基礎知識や対応事例の習得の機会を提供しております。

一方、指導者確保と育成の課題といたしましては、地域展開を図る上で必要不可欠となる登録者数が少ないことや、指導者の質をどう確保すべきかなどの複数の課題があります。本町における地域展開の方針と併せて、今後も課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

次に、（２）の②活動場所の確保と運用方法についてでございますが、指導者を学校に派遣する形の地域展開であれば、これまで部活動で使用してきた活動場所を今後も継続的に利用することは可能であると考えております。

しかしながら、総合体育館や文化交流センターをはじめとする町内の公共施設につきましては、定期的に利用されている団体等もございますので、それらへの影響にも配慮しながら検討してまいります。

次に、（２）の③生徒の移動に関する安全確保についてでございますが、活動拠点への徒歩や自転車での移動の場合、交通安全上の指導は、これまで以上に丁寧に行う必要があるものと考えます。

こうした課題は様々ありますので、県内自治体の事例を参考に調査・研究してまいります。

次に（３）の改革推進機関の責任範囲をどのように整理するのかについてでございます。

先ほど議員から訂正がありましたとおりですが、御質問にございます改革推進期間については、国が定めた令和５年度から令和７年度を指すものと捉えております。現在国では、改革実行期間として令和８年度から令和13年度までを示しておりますので、改革実行期間としてお答えを申し上げます。

①の部活動と地域クラブが混在するので、責任の所在を明確化する必要があるのではないかなについてでございますが、部活動に関しましては、これまで同様、学校及び町が責任を負うものでございます。

また、昨年度から実施しております実証事業での地域クラブ活動については、委託事業者と町との間で、あらかじめ事故や不適切な指導等が発生した場合の責任の所在などは、仕様書及び契約書に基づき明確化しております。

また、地域クラブでの活動に対しては、事前に説明会を開催し、部活動とは別の活動である旨を説明した上で、新たな保険の加入や保護者からの同意書をいただき実施しているところです。

次に、（３）の②学校教員が対応しなければならない業務についてでございますが、地域展開の進捗状況にもよりますが、国が平日の部活動を含めた地域展開を目指すとする改革実行期間中は、これまで同様に、活動計画の作成、実技指導、安全管理や連絡調整などの業務

となることが予想されます。

次に、（４）の①指導者の報酬体系はどうかについてでございますが、国から示される受益者負担の目安を踏まえていくものと考えております。

次に、（４）の②事故・トラブル時の責任の所在はどうかについてでございますが、基本的には実施主体である地域クラブ活動の責任となります。しかしながら、責任の所在に関しては法的な側面もあることから、今後できるだけ曖昧にならないよう検討すべき事項の１つと捉えております。

次に、（４）の③学校、保護者、指導者、民間事業者等、行政それぞれの役割は何かについてでございますが、役割分担の在り方は多様になるものと思われそうですが、スポーツ庁の部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブックによれば、学校は教員の兼職・兼業等、保護者は運営への協力等、指導者は生徒への指導等、民間事業者等は指導者の派遣等、行政は方針の作成等が考えられるところです。

次に、（４）の④国の改革実行期間を踏まえ、町としてロードマップを策定する考えはあるかについてでございますが、検討を進めていく上でスケジュールは必要であると認識しております。そのため、国や県のガイドライン、先進自治体の取組等を参考にまいります。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。須田聡宏君。

○５番（須田聡宏君） ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

まず、（１）国が示す地域展開の目的というのを、町はどのように整理しということなんですけれども、名称が移行から展開になったという、その場面なんですけれども、令和７年の５月、スポーツ庁・文化庁の有識者会議のほうで実行会議最終取りまとめで正式決定しております。

何でそのように変わったかということなんですけれども、これを読み解くと、地域移行と言ったときに、それを受けた生徒であったり、保護者であったり、地域の人であったり、行政の人であったりという人たちが、部活動がなくなって地域に移行されるというような、すごくこう、何でしょう、単純な移行、移動するというような感じに捉えられたという認識があったのではないかな。実はそんな簡単なことではないというのが現状で、政策の本質は、移すではなくて広げるというような意味合いを持っているんだということで、移行というところ

ろから展開というような名称に変わっていきます。

そこは、学校と地域が協働する、共に働いていく、そして地域全体で支えるんだと、それから活動の場を広げるんだというようなイメージを、またはメッセージを込められて、そのような名前になったかというふうに私としては認識しております。

ただ、人口が多い大都市圏では、そういったことがすんなりと移行、展開ができるかもしれませんが、人口の少ない地方においては、そういった移行、展開は相当難しいのではないかというふうに認識します。恐らく、3年間の推進期間を経て、全国各地から、なかなかうちの地域では難しいよというようなお話が出てきたに違いありません。そうなった場合に、地域の状況によって柔軟に対応してください、そのようなニュアンスが、この展開からは感じられますが、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、地域によっては非常に苦慮しているという地域も多々あるのかなというふうに認識しております。柔軟に対応ということでございましたけれども、こちらとしましても柔軟に対応していくというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 柔軟に対応せざるを得ない。なので、なかなか難しい状況であれば、もちろん計画推進には時間がかかりますし、3年間かけて学校現場、それから地域、保護者、いろいろな方々に調査をして、意見やいろいろなものを集めてこられたと思うんですけども、だとしてもなかなか展開は難しいという現状があります。

宮城県の方針はどうなっているかといいますと、市町村の判断を尊重しつつ、県としては受皿整備、人材、認定制度、移動支援を強力に支援し、令和10年度までに休日部活動ゼロを目指すというのが宮城県の方針であります。

ここで、県が言う市町村の役割とは何かということなんですが、市町村は地域クラブ活動の認定の主体または支援の主体であり、地域展開の企画や調整の司令塔として、地域の実情に応じた適切な形で改革を進める責任を担うというふうになるかと思いますが、この解釈でよろしいでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） そのように認識しております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） まずは、今回のこの展開については、市町村がかなり重たいといひますか、やらなくちゃいけないことが非常に多いのではないかというふうに考えております。それらを少しかみ砕きながら議論していきたいと思うんですが、まず1つ、子供たちの活動機会を確保しなくちゃいけないと、まずこれが1番に来るわけです。

部活動を展開した、地域に展開するということで、活動する子供たちの数が減ってしまったんでは、これはよろしくない。今まで部活動をしたことがない生徒、それから体に障害を持っている生徒などが、これなら自分ができる、参加できるというような裾野を広げていく、これがやはり大事なところで、展開して子供たちの活動の機会が減ってしまったのはこれはよくない。

そこで、活動機会の確保のためにどのような方策が必要でしょうか。または、活動機会というのは、何もしなければ多分私は減ってしまうんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのように推測いたしますか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

活動機会の確保につきましては、教育長が答弁したのに加えて、例えば土日の活動であれば、例えば、具体的な例で申しますと、学校では野球部の子が、じゃあ土日も野球かとなるとそうではなくて、多種多様な競技または運動部の子が文化部の活動をして、逆でも、当然いいわけなので、そのように広げるという点では、それも1つの考えとして捉えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 大変すばらしい考え方だと思います。私としまして、やはり運動、部活動では、つつい中学校だと3年間続けてきたというような、そういう価値もあると思うんですが、掛け持ちで文化部と運動部やってみたり、または2つ以上の部活動または応援団とか違うカテゴリーで活躍する子供たくさんおりますので、そういった形で広げていくというのは大変いい取組かと思います。

ただ、やはり子供たちの移動の問題とか活動の場所、もちろん指導者の確保もそうなんですが、保護者にとっては、やはり活動場所まで送らなくちゃいけないなんていうことも出て

きます。兄弟がいて違うところに送っていくなんてことになると、保護者の負担もかなり増えてしまう。それから、部活動と違って、やはりある程度のお金、かかる費用は増額されるのではないかというふうには思います。

そういった部分で、やはりどうしても減少のリスクのほうが多いように思うのですが、何か利府町の特徴として、今後そういった機会を増やせるものはないかと私なりに考えてみたんですけれども、例えば、今まで部活動にはないスケートボードとか、BMXなどのいわゆるアーバンスポーツと言われるようなもの。またはバスケットの3on3、実は、ぺあくろにおいて、2025年10月19日に、ぺあくろカップということで3on3の大会も行われております。それから、eスポーツなんかも1つ考えられるものかなと、子供たちにとっても人気になるものではないかと。

それから、利府町といえどももちろんモルックがあるかと思います。既にもう町長杯というものが整備されていまして、2025年12月20日にそういった大会までであると。こういったものについては、もうある程度の準備ができているのかなとちょっと思いました。

あとは文科系で、私なんかはカラオケのクラブなんかあったらいいなと思ったりもするんですけれども、そういった新たなクラブ活動の創出も検討できないでしょうか。

それから、先ほどもありましたけれども、いろいろな芸術文化活動と考えれば、利府町には太鼓もありますし、演劇というものもありますよね。それから、リフノス等で行われているいろいろなクラブ活動、地域の活動、そういったところに子供たちが入っていくということも、受皿として、うちの団体は子供たちを受け入れるよという団体を開拓していく。そういった交渉をしていくなんていうことも必要なのかなとは思いますが、そういった件についてはどうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

様々な競技、スケボーであったり、eスポーツであったりと、提案として参考にしたいなとは思いますが、ただ、そこで大きな問題になってくるのが、やはり指導者の確保なのかなというふうに思います。やはり子供たちだけで活動というわけにはいきませんので、指導者の確保をどうするかというのが大きな課題になってくるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 確かに、指導者というところは一番大きなところなんですけど、例えば、

ぺあくるで行われた30n3の大会とか、町長杯、モルックの大会と、こちらの企画はどちらの部署でやられたものでしょうか。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ちょっと、ぺあくるのほうでやられた30n3の大会は、うちのほうは関係していないので何とも言えませんが、モルックのほうにつきましては愛好家の方々が中心となってやっていただいたもので、今後、須田議員おっしゃるとおり、愛好家がそういった活動を広げていく中で、生徒さんの受皿というふうになり得るものと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） ありがとうございます。

もう既に、部活動の地域展開ということを踏まえて、利府町はスポーツのまちということをやっていますので、やはりそういったところも含めて、いずれはそういった受皿になり得るんじゃないかというところを、どんどん積極的に取り組んでおられるのかなというふうには考えておりました。ぜひそういったところにも目を向けながら、また教育委員会とも指導者の集め方というところも工夫しながら進めていってほしいなというふうに思います。

まずは方策、活動機会を増やすための方策がなければ、かなり難しいところありますので、部活動というのが、今までコストとか環境の面で非常にユーザー側、つまり生徒や保護者にとってすごく利便性が高かったというふうに言えるかと思います。そこで、指導者の確保も含めてなんですけれども、ここで大事なところだと私が思うのは、③の部活動の業務の分析についてはどうなのかということです。

部活動の運營業務については多岐にわたるということで、指導の計画とか技能指導とか、それから保護者の連絡とかというようなお話ありますが、もう少し細かく分析すると、どういった業務があるか、もう一度お伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

教育長の答弁の中にありました、活動計画の作成、実技指導、安全管理連絡調整等と答弁いたしましたが、それをさらに具体的にということでございますか。

はい。例えば、活動計画の作成と言いますと、現時点でも各学校の顧問は、年間どのような活動をしていくかということで、年間を通じて活動計画の作成もしております。実技指導

の中には、当然、技術面の指導だけではなくて生活面の指導も当然兼ねての指導になりますので、例えば将来的に地域展開になったときに、その指導者の方には、そういう面も含めて引き継いでいくといいますか、認識してもらう必要があるのかなというふうに思います。

安全管理等につきましては、例えば移動の際に交通事故等ないように、例えば保護者の方に送迎をお願いするにしても、事前にその辺周知徹底するといいますか、先日、福島の方で残念な事故がございましたので、国や県からも通知は来ておりますので、その辺は学校長のほうにも既に通知はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 実は、部活動の顧問の業務というのは、ある調査によりますと、指導以外に運営、大会、安全管理など、六大種類というんですかね、分類、それから、42項目にも及ぶというような調査があります。

町として、これらの業務をどういうふうに、これは学校が、または先生、指導者が、これはまたは委託業者または地域にというふうに細かく分類していかないといけないのではないかと。

私自身の経験から申しますと、例えば部活動運動部の顧問であれば、監督であり、コーチであり、マネジャーであり、会計であり、生徒指導、先ほども言いました生活面であり、保護者対応であり、設備管理及び大会運営、これだけの業務が私が思うだけでもあります。さらに、その中でも細くなっていきます。

ですので、これを町が負担するところ、先生たちに今後も続けてやってもらうところ、これが保護者、または地域の委託する方々にやってもらうと、これをやはりもう少し細かく分類してやっていただくと、例えばコーチと監督だけやってもらえばいいんだというところで募集すれば、全部やれと言われたら大変ですけども、幾つかのカテゴリーで分けて募集する、例えば会計またはマネージメント、そういったところならやれるよ、この種目のルールとか、実技の経験はないけれども、こういうサポートはできるので、それ以外の部分できますよという人を集めることは可能ではないかというふうに思います。

なので、部活動顧問をやってほしいというふうなのはかなり重たいです。こういったところの分析をして、分類をして、募集をかけるというような流れ、非常に大事かと思いますので、検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 議員おっしゃるとおり、顧問の役割というものは多岐にわたっております。かなり重いものだなというものは私も認識しているところでございます。今出ただけでもかなりの数がございますので、参考にさせていただきながら今後進めていきたいなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） では、次の質問です。

運動部と文化部の展開に違いはありますかということですが、運動部の地域展開のほうは何となく優先されているような印象がありますけれども、実際はどうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 実証事業に関しては運動部でやっておりますので、議員おっしゃるとおり、運動部のほうがやはり先行しているのかなというふうに思いますが、文化部にしましては、生涯学習課のほうで、いずれは進めていくということになります。

例えば、リフノスと連携して、リフノスで行っているいろいろなイベント等、それに例えば中学生が参加したりと、いわゆる中学生だけでなく、異年齢、幅広い年齢層で例えば活動をしていくということも、イメージは持っております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 文化部のほうで、吹奏楽部の展開状況はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

吹奏楽に関しての進行状況なんですが、多賀城の吹奏楽連盟のほうで、この地域の中学生、希望者なんですけれども、集めて活動をしているところでございます。大会に出るという目的ではなく、音楽に親しむといいますか、町内でも、トータルすると10名程度は参加しているというふうに学校のほうから聞いております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） ありがとうございます。

そうしますと、運動部関係については、今後はスポーツ振興課、文化部に関係するものは生涯学習課になっていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（永野 渉君） それぞれ教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） そのような認識でよろしいかと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 企画部長もそれでいいんですか。（「はい」の声あり）須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 承知しました。

それでは、⑤予算における町の負担、家庭の負担の見通しについてなんですけれども、なるべく自治体間でばらつきがないようにということで金額を示す、それについて今検討されているかと思いますが、例えば月当たり、または年当たりでも構いません、保護者の負担はどのぐらい、何千円程度とか何千円以内とか、そういったものの目安、今の段階で構いません、ありますでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

国からの提示を待つということではありますけれども、ただ昨年度、保護者の方にアンケート、あくまでこれはアンケートの結果なんですけれども、一番のボリュームゾーンとしては、月当たり2,000円から3,000円程度のところの負担が一番、保護者の方にとっては一番多いところでした。その次が1,000円から2,000円というふうになっております。その2つだけで、もう半分近くのパーセンテージを占めております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） スポーツ関係について、お答え申し上げます。

今、一般的に示されている指導者の目安としては、1,500円から2,000円程度が指導者の目安として、また、保護者の負担の目安としては1,000円から3,000円程度。ただ、これにつきましては月4回程度の活動ということになりますので、あくまでも平日の部活動移行を前提としたもの。また、先進自治体のほうでは年会費、保険料として5,000円徴収したほかに、月会費として2,000円程度を徴収しているという様々なパターンがございますので、教育部のほうで回答したとおり、国・県の指標を待ちたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） かなり幅があるのかなというふうに感じました。例えば運動部、スポーツ系のクラブ、1つの団体を1年間運営するとして、費用としてはどのぐらいを見積もって

いるか、もし概算みたいなものがあればお願いします。

○議長（永野 渉君） 企画部長。現在の部活のです。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

これにつきましては、人数とか指導回数、指導者の数によって異なるものですが、実証実験のほうで今取り組んでいるものについては、年額400万を超えるというふうに記憶してございますので、それが3個という形になれば、相当のお金がかさんでくるということになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 年額400万ということですが、これは指導者の報酬が主なものでしょうか。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

これにつきましては、保険料等も込みの価格になります。そうですね、200万円で、これは期間的なものなので、長期間頼んでいくということになれば、また話は違うと思いますし、あくまでも委託をした場合という形でございますので、利府町の形としてどういう形を導入するかによっても異なってくるということになります。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 利府町版として柔軟に対応する形として、1つそういった事業者に委託した場合には、そういったものが1つのモデルになるというふうに捉えております。

それでは、次の地域展開の実施体制について伺います。

指導者の確保についてです。一番大変なところだと思うんですが、現在、町や県の人材バンクにおいて指導者の募集を行っていると思いますが、募集の状況というのは、やはり厳しい状況でしょうか。状況を教えてください。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） まず、利府町のスポーツ人材バンクの登録者と種目でございます。

登録者数につきましては18名、こちらはスポーツボランティアを含んでおりますので、スポーツの指導者としての登録といたしましては5名、種目につきましては、ダンス、ヨガ、テニス、ソフトボール、野球の5種目。また、宮城県のほうの地域クラブ活動の指導者人材

バンク、こちらのほうに利府町に住所がある登録者6名、うちスポーツ関係5名、種目としましては軟式野球、サッカー、フットサル、バスケットボール、ソフトテニス、残る1名が吹奏楽ということになってございます。

また、利府町で指導が可能な登録者、こちらも宮城県のほうで押さえておりまして、利府町で指導が可能な登録者が75名、うちスポーツに関しましては47名、種目といたしましては、スポーツ系で25種目、文科系で12種目というような内訳になってございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 登録されている人数を聞きますと、結構たくさん登録していただけているのかなというふうに思います。あとはマッチングとか条件の問題かなと思うんですけども、あとは、さらに募集するということでは、いろいろな形で周知するということも課題になってくるかと思います。

指導者として、やはり幾つかポイントがあるんですが、適性を判断する、やはりいっぱい集まっていたくのはもちろんありがたいんですけども、その方がちゃんと指導者として適性を持っているのかどうか、それを判断するのはどこなのか、誰なのか。

それから、指導者として、教員ですね、先生方を兼職・兼業について希望する、そういった形で指導者をやっていきたいという場合には、やはり積極的に認める方針でいるか、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず指導者の適性、すみません、国のほうでは、指導者の質と量を確保してくださいということを言っておりますので、まずその数だけではなくて指導者の中身、先ほど教育長が答弁したとおり、講習会等をもって育成していくというところにかかってくるかと思います。

また、町のほうの役割として、団体の認定ということがございますが、そちらにおきましても、指導者のハラスメント等が今一番重要視されておりますが、そういった研修も行っていくしますので、あくまでも数ではなくて、質のほうも向上させていくという考えでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） では、教員の希望者についてでございますけれども、教員が指導者になりたいという希望を持っているのであれば、当然それは積極的に認めていく考えでお

ります。ただ、平日と違うのは、教員としてではなく、あくまでも地域の一員としてということの指導者になります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） もしもですけれども、教員の退職者、OBが任意団体などを立ち上げて、スポーツにしても文化系にしても、そういったクラブを立ち上げたいといった場合には、そういった場合のスタートアップ支援というのは検討できるものなのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

スタートアップ支援がどういう、具体的に内容を指すのかによりますが、まず、その団体の立ち上げ、スポーツであればスポーツ団体を立ち上げるための必要なもの、物資なのかお金なのかというところもありますが、町のほうで生徒さんたちの活動機会の確保に当たるといことになれば、予算的な措置も踏まえて検討する価値があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） では続きまして、活動場所の確保について、学校施設はもちろんだと思うんですけれども、町内の公共施設、先ほどリフノスなども含まれているのかなと思うんですが、それ以外の候補施設というのは、今の段階で活動場所はあるのでしょうか。

○議長（永野 渉君） スポーツのほうは企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

先ほど教育長が答弁したとおりでございますが、スポーツに関しましては、公共施設のほうが今、活動団体がもう予約の1か月前とか、あと町外であれば3か月前とか、そういうところで順番を待つような状態でございますので、優先して御利用いただくというところが難しいかなと思いますので、原則として、今活動されている学校施設を活用するというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） そうすると、活動場所が十分に足りているとか、余っているという状況ではないと思います。そうすると、今活動しているところに生徒をうまく受け入れてもら

うというのが柔軟なのかなというふうに感じました。そういった取組をしていただけたらというふうに思います。

それから、その活動場所の割り振りというのは、今後、今は学校がやっていたところだと思うんですけども、活動場所を割り振りするのは、誰が、どこが統括することになるでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

その割り振りとなると、受入れ団体がどのぐらい手を挙げていただけるかにもよりますし、子供さんたちがどういう活動をしたいのかというところにもかかってまいりますので、まず、今活動をされている、ちょっと具体的な数を申し上げますと、利府町のスポーツ少年団で17団体、8種目、利府町のスポーツ協会加盟団体が16団体、こちらにつきましては16種目、あとは、りふスポーツクラブさんで活動されている種目が5種目ございますので、この既存施設で受け入れるに当たって、どのぐらいの生徒さんが、どういう形で参加されるかということになりますし、受入れ団体が、スポーツ少年団が、中学生までを受け入れていただけるかどうか、そういうところにもかかってまいりますので、今年度、まず丁寧な説明をもって、御協力をいただけるかの確認をして、その上で活動場所を考えていくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） もう今年度、そういった取組を始めていただけるということで、非常にここが受皿としては大きいのかなと思いますので、しっかりやっていただけたらというふうに思います。

では次の、生徒の移動に関する安全確保についてなんですが、活動場所に移動する、徒歩で行けばいいんですが、自転車であったり、それから保護者の送迎というところが出てくるかと思うんですが、一番はやはり、ルールも厳しくなっている自転車の移動、それから活動が遅くなれば夜間の移動なんていうことも出てくる可能性はあります。そういったところを踏まえて、これまで以上に丁寧に安全指導はしていかなくちゃいけないというふうにあるんですが、この安全指導は誰が担当しますか。お願いします。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 例えば地域展開に移りたての頃はといいますか、いわゆる移行期

であれば、当然、学校側が安全指導を徹底して、先日の福島のような事故等がないように徹底していく。軌道に乗った場合は、やはり地域のスポーツクラブであったり、いわゆる地域の方がやるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） そうですね。やはり子供たちの命を守る取組ですので、ここは手を抜けないところなんですけど、ただ、やはり学校で指導するとなると、自転車の乗り方指導とか、例えば警察の方に手伝ってもらってやる場合もありますし、やはり学校の1つの取組として、また準備とかしなくちゃいけませんので大変かと思いますが、展開の期間中はやむを得ないかと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、改革実行機関の責任の範囲をどのように整理するかについてです。

特に、改革実行期間、6年間あるわけなんですけれども、部活動と地域クラブが混在することなので、責任の所在なんですけど、先ほどお話をお伺いして、もう少し具体的に、例えば子供たちや保護者が分かりやすくすると、例えば学校の活動が終わって、地域クラブの活動場所に到着するまでが学校の管轄、地域クラブの活動場所から帰宅するまでが地域クラブの管轄、帰宅後、または保護者が引取りに来た場合は、そこからが保護者の管轄という認識でいいでしょうか。違ければ訂正してお知らせください。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

責任の所在なんですけど、まだ明確な線引きをしていない状態でございます。学校が終わった時点でなのか、それとも、地域クラブに移動して、そこで初めて地域クラブのほうに引き渡されるのか、その辺の線引きも、先進自治体のほうでどのような取扱いをしているか、保険の適用がどこまで効くのかというところで判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 実際問題、やはり保険の適用の範囲というのが大きいかと思うので、そこは何というんでしょう、空白がないように、しっかり整備していただけたらというふうに思います。

それでは②のほうに移ります。

学校、教員が対応しなければならない業務は何か。

地域展開後も、学校施設が活動場所になる場合が多いと思います。関わる内容としては施設管理、生徒指導、特に人間関係のトラブルなどは、やはり目の前で起きている場合があります。それから保護者への連絡、あと活動中のけがなどへの救急の対応、これは、現場である、学校がやらなくちゃいけないのかなというふうには思うんですが、それ以外に何か、これに該当するものがありますか。

○議長（永野 渉君） 教育部長ですか。教育部長、答弁。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

基本的には、教育長答弁で教育長のほうが答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） では、続きまして制度設計についてお伺いします。

指導者の報酬体系についてお伺いします。

例えば本年度は、委託業者から多分指導者に対して報酬が出ているのかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長、答弁願います。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） それでは、教員の土日の部活動の指導に対しては、どのような報酬になっているのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長、答弁願います。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

1時間当たり1,600円程度となっております。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） この金額については町が決めたのか、それとも、宮城県とかガイドライン、そういったものがあるのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長、答弁願います。

○教育部長（阿部昭博君） 県のほうでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） では、②事故・トラブル時の責任の所在なんですが、先ほどお話をお伺いしたので大体はいいんですけれども、ただ、まだ保険の適用によってということになるかとは思いますが先ほどお話ししましたが、例えば静岡市の事例で、やはり平日と休日の指導者が異なる場合、やっぱり責任の所在に関してトラブルの原因になりやすいという事例報告があります。

ですので、ある程度固まってきたり、保険の適用が確定したときに、責任分担表みたいなものを、ガイドラインを補完する形で作成してはどうか。図式化したような形、そういったものがあつたほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

遠征などでトラブルに遭った場合、事故があつた場合等の対応につきましては、責任の所在をもちろん明確にした上で、どこに連絡をすべきか、どういう形で処理すべきかということを確認にして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 一番大事な部分になってくるかと思いますので、やはり分かりやすく、特に地域の方々、保護者の方々に理解を深めなくちゃいけないので、なるべく分かりやすい形につくっていくというのが大事かと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、制度設計について一通り、3番目の学校、保護者、指導者、民間業者等、行政のそれぞれの役割についてなんですけれども、一番は、行政の中身が非常にたくさんあるのかなというふうに感じました。それ以外については、保護者については移動支援というところも今後大きくなっていく部分だと思いますので、保護者の負担をどのように、どのような変化があるか、それから当事者である生徒の移動とか活動でやはり負担、または、やりたい活動ができない状況、経済的な面や移動の面、そういったところでやりたい活動ができないという状況がないか、そういったところを今後とも把握していただきたいなというふうに思います。

それで、学校の役割についてというところで1つ御質問したいんですけれども、学校のほう、まずは、先日、中総体の地区大会が行われたばかりなんですけれども、地域スポーツクラブは、中総体の参加資格を認定するという形になりますが、町がこれは認定をするという形でよろしいでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、町が認定という捉えでよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 中学校という枠が外される形になるかと思えますけれども、そうしますと、違う中学校に所属する子供たちが1つのチームで中総体に参加するということもあり得るということによろしいですか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） これも学校に関わるといいますか、子供たちの進路に関わることでお聞きします。

部活動の受賞記録、または地域のクラブで活躍したときに、優勝したとか、県大会で何位になったとか、そういった活躍については、進路の事務に関わることになるかと思いますが、調査書作成ということになりますね、進路に関わる書類をつくる、この場合の扱いは今までどおりですか、変更点はあるでしょうか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

調査書の記載に関しましては、毎年、県教委のほうから説明がございます。そのときに示されるものでございますので、地域展開がまだ完全な状態ではございませんので、そこは県教委でどのように判断して記載をしていくのか。その辺は待ちたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） それでは④です。町としての、今後6年間、令和13年度までのロードマップを策定する考えはあるかということなんですけれども、なかなか6年といってもハードルの高い事案でありますので、私としては、利府町版の展開計画ができればいいんじゃないかなというふうに考えております。

令和10年度の時点で中間報告がまたあります。全国の実態に合わせて計画を進めてほしいというふうに考えます。私個人の要望としては、できるだけ前半の早い段階で、土日、平日も含めた展開を期待しております。部活動に関する業務というのは、本当に先ほども言いましたけれども多いです。保護者の対応も大変ではあるところあるんですが、やはり保護者のサポートなしには成り立たない部分でもありますので、なるべくそういったところを力を入れていただきたい。

それと、またこれは別の考え方なんですけど、部活動の一部には、教員の指導体制が整って、保護者のサポートも整って、地域のサポートなどもしっかりしていて、ある意味完成度の高い体制の部活動も今存在するかもしれません。その場合は、改革実行期間の目いっぱいの令和13年度まで継続してもよいのではないかとこのように考えます。いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

まず、ロードマップについてでございますが、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、これから受皿等々を構築してまいる段階でございます。これにつきましては、まだ学校別とか種目別にお示しできるものではございませんが、まず、現段階で決まっていることにつきましては、10年度までに休日の部活動を地域に落とし込む、13年度までに完全に平日を含めた、完全に地域へ展開を図るというものが決まっておりますので、その段階に応じまして、学校、あとは議員おっしゃるとおりもちろん保護者、あとは関係団体と情報を共有しながら、お示しできる段階になったらお示ししていくということになります。

あともう1点、完成度の高い部活動につきましては、その御意向に基づきまして13年までやっていただくということも可能だとは思っておりますので、それも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 柔軟にということですので、まずは3年、令和10年を向けて、さらに3年ありますので、利府町がやはり率先して、どういうパターンをつくっていくか、モデルをつくっていくかというところにチャレンジしていただければと思います。

生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保充実するために必要なこととして、地域への周知がまず大事かと思います。皆さんが知ってなければいけないということですね。

町が掲げる「町は一つの学校」というスローガンは、私はとてもすばらしいと思っていま

す。町の人材、施設、企業、行政が総動員で子供たちの活動機会を確保・充実させるようにしていければというふうに思っています。

部活動の改革というのは、非常に大きな内容を取り込んでいますので、根気強く対応していただけたらというふうに思います。

では、今後とも、私も教職、文化活動、ともに多少の経験がありますので、今後とも協働してまいります。よろしくお願いします。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野 渉君） 以上で、5番 須田聡宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時10分とします。

午後2時01分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（永野 渉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔14番 高久時男君 登壇〕

○14番（高久時男君） 14番、高久時男でございます。

今回は3問通告しておりますが、うち2問については町内会に関連する質問となっております。というのは、今の現状の町内会、私も役員やっているんですけども、いつまで存続できるかなというような危惧を持っております。今、なるべく役員とか、順番で来る班長とか、そういった人たちの労務を少なくしたいなということを思っている質問になります。

それでは、質問状を読み上げてまいります。

1、防犯灯の今後について。

現在、町の防犯灯は、道路照明灯とともに令和4年から10年間のリース契約となっており、防犯灯の電気料金は、各町内会が負担しております。リース終了後は各町内会が維持管理することになっておりますが、灯具の耐用年数は約15年程度と聞いております。

それで、以下について伺います。

（1）灯具の耐用年数を超えたときには、新たな灯具で再リースするのか。

（2）灯具の耐用年数を超えてからの維持管理においては、町内会の負担をなくし、町が主体となり運営できないか。

（3）リース方式以外の維持・管理方式は検討しているのか。

大きな2番です。

行政文書の配布方式について。

令和4年6月定例会において、行政文書の配布について提言を行いました。4年経過したので、経過の確認をしたいと思います。

（1）配布文書の軽減は図れたか。

（2）配布の業者委託は調査・検討したのか。

（3）データ放送の活用は検討したのか。

大きな3番です。

北部地域包括センターが入居している建物の老朽化について。

北部包括支援センターが入居している建物の老朽化が進んでおります。そこで伺います。

今後、この建物の利活用をどのように考えているのか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、防犯灯の今後について、2、行政文書の配布方法について、3、北部地域包括支援センターが入居している建物の老朽化について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 14番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の防犯灯の今後についてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

現在、町はリース事業者と10年間の防犯灯のリース契約を締結し、従前の町内会管理分も含めた全ての防犯灯の管理を行っておりますが、議員御承知のとおり、リース契約の満了後には、従前の町内会管理分の防犯灯を町内会へ無償で譲渡し、その後の維持管理については町内会で行っていただくこととしております。

これらの防犯灯が耐用年数を迎える時期は、少なくとも町内会への無償譲渡後になるものと考えているため、町内会が維持管理すべき防犯灯について、町で新たな灯具をリースすることや、町内会に代わって町が維持管理を行う考えは現時点ではございません。

また、10年間のリース契約満了後の維持管理方式について、町では特段検討しておりませんが、耐用年数の到来等に伴い、町が管理する防犯灯に不具合が生じた場合には、都度交換等の対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、町内会管理分の防犯灯の維持管理方式については、各町内会において適切に御検討いただきたいと考えております。

次に、第2点目の行政文書の配布方法についてお答え申し上げます。

まず、（1）の配布文書の軽減についてでございますが、町では、広報紙や行政情報一斉配信サービス等を積極的に活用し、文書量を軽減するよう努めているところでございます。しかしながら、文書の総量は横ばいの傾向が続いていることから、行政区長宛ての配布文書の削減も兼ねた手段として、令和8年度から、町職員が業務で使用している情報伝達ツール「L o G oチャット」の運用を試行的に開始いたしました。これにより、これまで書面等にて個別に連絡していたものを一斉送信することで、情報伝達の迅速化や行政区長宛ての文書の削減につながるものと認識しております。

次に、（2）の配布の業者委託の検討についてでございますが、委託する場合は、文書作成の締切日が10日程度前倒しとなるため、緊急的な情報提供等が困難になることに加え、現在の方法と比較し、費用面において増大することから、委託につきましては実施を見送っております。

次に、（3）のデータ放送の活用についてでございますが、宮城県内の民放1社によるデータ放送を活用したテレビ回覧板につきましては、特に高齢者の皆様への情報提供手段として一定の期待が寄せられているものと認識しております。

しかしながら、当該媒体につきましては、利用者数や閲覧状況等の具体的な効果の把握が困難であることから、その活用については慎重に判断する必要があるものと捉えております。また、多様な情報伝達手段を確保することは有効であると捉える反面、情報過多により混乱する危険性も含んでおりますので、今後も必要な情報に円滑にアクセスできるよう、新たな情報伝達手段の導入や既存の手段の拡充につきましては、その効果と課題を十分に精査した上で慎重に検討を進めてまいります。

最後に、第3点目の北部地域包括支援センターが入居している建物の老朽化についてお答え申し上げます。

今後の建物の利活用についてでございますが、北部地域包括支援センターの建物は町の普通財産であり、平成28年度から利府町北部地域包括支援センター運營業務委託の受託者であるアースサポート株式会社との賃貸借契約に基づき貸付けを行っているものであります。

現在、建物は老朽化しているものの、町民の皆様幅広く認知され、北部地区における高齢者の総合相談窓口としての機能を十分に果たしております。また、受託者においても当該建物を継続して借り受けたいとの意向を示していることから、町としましても、現時点では地域包括支援センターとしての利用を想定しております。

今後につきましても、契約更新時に引き続き受託者の意向を確認しながら、建物の有効活用に努めてまいります。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○14番（高久時男君） まず1問目の防犯灯の件なんですけれども、答弁要旨を見ると、何か一刀両断に切られたなというようなイメージなんですけれども、まず、取りあえず現状について、再度ちょっと確認したいなと思います。

費用ですね、10年間の費用、現状リースやっている、リース金額が、年大体1,000と32万円ぐらいで、10年間だから1億330万かな。それプラス、あと財産取得というのでやっているので、防犯灯分、町内会というか管理している町内会分が2,556万なんですけれども、その辺の再確認ね。

ちょっと最初るとき、最初のスタートのとき、ちょっと私、誤解していたんですけれども、費用的なものは、財産取得分で全体で4,580万、財産取得と入っていたんですけれども、この財産取得ということは、確認は、財産取得しているから、今の所有権、防犯灯に関しての所有権は町なのかということですね。

最初のやつを見ると、リース料金というのは、設置料金と維持管理料金がリース料金というような区分けの仕方されていたんですけれども、それで間違いないのか、その辺のちょっと確認です。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 今、高久議員おっしゃるとおりで間違いないものと思っております。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） いずれにしても、これ、町内会のほうでは、町でやってほしいというような要望が結構強いんですけれども、費用負担をどちらにするかという話だから、いずれにしたってね、その辺も含めて、やはり総体的な金額がどのくらいかかるかというのが、これは重要なので、そこをまず確認した上で進めたいなと思っております。

それで、結構私のほうには、行政区長さんのほうから、電気代も含めて町でやってくれないかという結構要望来ているんですけれども、その辺は、行政区長会とかでは出ないのかな。それと、今回私がこの通告をしたことによって、行政区長さんのほうにヒアリングをしていると思います。そのヒアリングの内容、その辺をちょっと教えてほしいなと思います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

昨年度、行政区長会議の中でも、この防犯灯の今後の維持管理、今後というか、10年後にリー

ス契約が切れた後のことについて話題になっていまして、実際、10月ですか、令和7年の10月に、町内会会長一同ということで、町内会長の皆さん合同で町長宛てに防犯灯の管理に関する要望書ということで頂いている経緯がございます。そちらに対しても、町のほうの考え方ということで、同年10月の末に回答している経緯はございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） その令和7年10月の行政区長さんからの要望書、内容はどのようなのですか。

○議長（永野 渉君） 総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 内容といたしましては、リースの満了期における灯具交換費用の負担等を含め、町の支援の検討を要望しますといった内容でございました。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 支援、支援、要は、町にも支援してほしい、町内会も負担する、そういう意味の支援ですか。

要するに私が聞いているのは、要するに、防犯灯に関しては、もう直接町で管理してやってくれみたいな、そういう話なんですよ。だから、それが今の話だと、町、町内会折半みたいな話になるので、それがどのような内容なのか、もうちょっとしっかりと内容を把握したいなと思います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

支援の検討ということなので、全部が全部町ということではないというふうに町のほうでは理解しております。折半になるのか、もしかするとリース契約前の、従前のいろいろな補助制度というのもございますので、そういった支援も含めてというふうには我々としては捉えておりますけれども、必ずしも全て、全部を町で一括で維持管理という意味合いではないというふうに、町でできる限りの支援をしていただくことができないかという内容というふうに我々としては捉えてございます。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 私、数人の行政区長さんとの、ちょっと話をしているときには、そういう内容じゃなかったのですが、ちょっとまあ、でもそれ正式な文書で来ているんだよね、当然ね。後で見せてもらいますか、その内容。

まず、その内容的なものなんですけれども、このリース方式にする前も、さんざん私のほうで提案もしましたし、やっと町のほうでもリース契約に踏み込んでくれたということで、そのときは大変ありがたいなと思っておりました。

というのは、前回のリース契約に持っていく前までの話ですけれども、平成18年と19年に、エバーライトに一気に2年間で替わってしまったということで、寿命が一気に15年後に来るということで、15年に近づくにつれて故障がね、結構切れてきたものが多くなったので、それに対して、15年たって一気に交換というのが町内会の財力ではできないだろうということでの質問、提案をしてきたところです。

でも、その内容でいくと、内容的にはまた一緒なんですよ。一気に令和4年からスタートしているから。だから、耐用年数も15年程度と見ていますから、15年程度だと、大体そこでまた一気に切れ始まって、大量に切れてくるというような内容です。

そんな中で、行政区長会の要望もあるでしょうし、その辺も含めて、今のこの回答を見ると、もう何か全部、10年以降に関しては、無償譲渡したので町内会で一気に替えてくださいというふうに聞こえるんですけれども、その辺の内容の補助に対しての検討は行ったんですか、それ以降の。要するに、リース満了後の、例えば切れたものに対しての、町に補助を検討してほしいという要望があったでしょう、去年の10月に。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

具体的に、補助制度を例えば戻してほしいとか、そういったお話まではいただいていないんですけれども、ですので、我々からすると、そういった意味も含めての町のほうでできる支援という意味合いなのかなというふうには捉えてございますけれども、その中身、支援という言葉に込められた中身というのは、区長さんそれぞれに聞いてみないと何とも、ちょっと文字だけでは判断できないというのものもあるわけなんですけれども、10年後の維持管理ということなんですけれども、当然、町のほうも町内会のそういった会員数が減っているという事情も理解はしているつもりですし、何も考えないというふうに言っているわけではございません。

行政区長会議の文書の中でも、一、二年前ぐらいをめぐって、町のほうからも、新しい技術とかももしかしたら、あと数年たてばまた出てくるかもしれないので、そういったところも踏まえながら、また行政区長さん、町内会長さん方と、維持管理の在り方については、10年近づいてきましたら、改めてそういった協議の場は設けさせてほしいという内容で回答は差し上げています。

ただ、今まだ5年先の話がどうなるか、経済情勢も、このとおり物価高騰も続いていますし、電気料金についても、最近は高止まりしてそれほど上がっていないような状況ですけれども、どうなるか分からないというところもありますので、今の時点では、町長の答弁で申し上げましたとおり、まずは今、令和4年に、お互い町内会からも承諾いただいて取り決めました、10年間はまずはリース契約で、電気料金に関しては町内会さんに負担していただくという方法で、まずこの10年はやりましょうということで、今の時点で、繰り返しますけれども考えてございますので、決して、何も10年先は一切知りませんと、町内会であとは何とかしてくださいというつもりではないです。ただ、今の時点での答弁内容としては、もしかしたらそう聞こえるかもしれないんですけれども、その辺、お含みおきいただければと思います。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 了解しました。

何か答弁書見ると、ここてばっちり切られたみたいなの、そんな内容だったので、まず令和4年からスタートして、今令和8年なので4年経過なんですね。リースが10年だから、あと6年残っています。6年残っているけれども、それから、その6年以降5年ぐらいで寿命が来るだろうということは、約10年後なんだよね、実際は。だから、その10年後に対して、中期的な視点に立って、やはり今からある程度取り組んでないといけないのかなと思っております。

あと、さっき、当初話したのは、町内会の維持ができるか、できないかということも含めてちょっと話したんですけれども。というのは、皆さんも御存じだと思いますけれども、私たち議会のほうでも、行政区長さんと懇談とか行います。そうすると一番大変に思っているのが、まず後継者不足なんですよ。後継者不足、役員の成り手がいないというのがまず1点。

それと、町内会って法的に確立された組織じゃないですよ、ちょっとね。希薄な部分が法的には、ものがあって、入るのも、やめるのも自由みたいな、そういうふうな曖昧な組織で、曖昧な上に成り立っている組織なんですよ。私のところから見たって、やはり脱会者が増えてきているし、その中で、やはり町内会に入ってくれている人が班長回ってくるんだけれども、中には20件ある中で会員になったのが4人しかいないというブロックもあります。

そうすると、4年に1回班長回ってきたりするんですね。もうこれ、すごい不平感たまっているんですよ、町内会の会員の中にも。だから、このままいくと町内会が維持できるのかなという視点でいくと、10年後、私もうもうすぐ、あしただ、68になりますけれども、私が大体一番下のクラスなんですよ、うちの役員中でね。私から全部上です。10年後を考えたら、やはり私だって78ぐらいになるわけで、そしたら、もうそういう活動できないですよ。それが、後

が育っていないということは、もしかしたら解散というところもちろはら出てくるかもしれないということで、それに備えてある程度やっていかなくちやいけないということでの質問になります。完璧に何もしないというわけじゃないという答弁なので、今からある程度、いろいろ方策を考えていただければいいのかなと思っております。

それで、最後の（３）のリース方式以外の維持管理方式は検討しているのかというものを入れているんですけれども、最初の答弁というか、この答弁要旨を見ると、ここまではもう全然、こんな３本目の質問なんか意味ないなみたいな感じになったんですけれども、これは、何でこういう質問したかという、今のリース方式でやっている中で、毎年1,000万ぐらいかかっているじゃないですか、リース方式で、町内会分ね。1,000万かかっているんだけれども、これが、内容を見ると、設置費用と、あとは維持管理の部分のリース料金という形になっているので、だから、最初の財産取得分だけ見ると、町全体で見たって5,000万ちょっとなわけですよ。

だから、何もリース方式にしなくて、最初から替えるんだったら一括で、一括発注で入札式でも何でも、そういった形のほうが経費的には安く上がるんじゃないかなというような意味合いで、そういったものを今から検討してもらったらいいいのかなということでの質問の内容でした。

そういった内容を今聞いて、まず見解どうですか、内容的に。

○議長（永野 渉君） 総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

リース契約後、ほかの方法の検討ということで、今一括購入というお話も出ました。そういった手法ももちろんあると思います。それぞれリース契約にもメリットございますし、あと購入のほうにももちろんメリットもあるかと思うので、今現在、何も決まってないというところしかお答え申し上げられないんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、リース期間満了が近づいてきましたら、その辺りの町のほうの考え方というか、方針もちゃんと整理して、今のうちからもう準備は進めまして、しっかりした形で町内会の皆さんとも協議できればなというふうに考えてございます。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） そのような形で進めてほしいなと思っております。

あと、いずれにしても、さっき言ったように、私だけの危惧かもしれないんだけれども、町内会という組織がなくなったら、２個目の質問もそうなんだけれども、それを請け負うところがないわけですよ、やってくれるところが。そういう事態もある程度想定しないと、例えば、

町内会がなければ、今までの町内会分のじゃあ管理どこするのという話になってきますよね。そこがなくなって、例えば、ある行政区長はこう言っていたんですよ。10年過ぎてリースが終わって、町内会でやれと言われたって、うち金がないからできないから買えないよというような言葉ももらっています。

買えないよと言われたら、そこはもうずっとつかないんですよ。それがそのままいっただろってね。今大体、町内会管理分で3,000灯ぐらいあるわけけれども、それが徐々にそんな形式でやられたら、もう町内会分のやつがいずれなくなってしまうということも、最悪のことを考えれば、想定もある程度しておくべきかなということもあるので、その辺も含めて、なるべく町内会を維持していきたいなと思っています。

維持していくために、なるべくさっき言ったように、成り手不足じゃないように、なるべく何ていうか、労力負担というか、そういうのを減らしながら、何とか維持していきたいなと思っています。

そんな形なので、ひとつよろしくお願ひしたいなということです。

それじゃ、次の2番の行政文書の配布方式についてということで、移ります。

これは、今からちょうど4年前に話しております。内容的には、結局、今の町内会の活動を見ていると、もう町の仕事が7割ぐらいなんですね、実際の話。町から委託されているものとか。これがまず問題で、まず成り手不足というか、そういう部分もあるので、なるべく労力を負担させないようにということでの4年前の質問でした。

そんな中で、まず、この行政区長宛ての文書は削減できたとなっているんだけど、行政区長宛ての文書じゃないよね、実際。各戸に配布する配布文書の件についての質問なので、これに対してどのような、4年間の成果を聞きたいなと思っての質問でした。

内容的には、文書量は横ばいだということで、あと配布日に関しては、今年の配布日を見ると、12月ある中で、5月が月1回になってるので、この辺のことは検討していろいろやってくれているなというように思っております。

ただ、やはりいずれ高齢化も激しいし、なかなかこれを担える人材も現場のほうではいなくなってきたるので、やはりある程度、配布に関しては業者委託とか、そういうものをある程度検討に入れてやってもらいたいなと思っています。

今から10年後に関して、そのぐらい今からやってこなさや間に合わないというような気がしますので、その辺の検討はあまりしてないのかな。

○議長（永野 渉君） 町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

配布の業者委託の調査検討ということですが、令和4年度のときに見積りを取った際には、費用が、町の、今まで行政区長さんにお支払いしている金額が約1,000万円に対しまして、令和4年度では1,600万という金額が、業者さんに委託すると1,600万という形になりました。

改めて今回見積りを取りましたところ、業者委託をする際には1,900万の費用がかかるということで、約1.7倍ぐらいかかるような形になっております。ということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 1900万。金かかるのは、これはやむを得ない部分だと思うんですよ。それと、まず請け負ってくれるところがあるかないかというのも1つの課題なので、あまり私、この質問中で、よそがどうのこうのやっているとか、事例出すのはあまり好きじゃないんだけど、たまたま調べていったら、埼玉県桶川市というところで、令和8年4月より、行政区長制度を廃止して、直接自治会制度へ移行すると。要するに、行政区長制をなくして、自治会との直接、関連してやっていくということです。

これは、令和2年の地方自治法改正により、区長等の立場が特別職非常勤職員（公務員）から私人に変更されたことに伴い、これまで区長が担ってきた業務を自治会が主体的に担う体制へ移行ということで、要するに、各自治体いろいろな都合あるんだろうけれども、例えば行政区長が直接今配布をやっていたとか、昔の利府みたいに、そういうところだったら、この区長制が法律でちょっと変わったから、私人が変わったので、それを廃止して、直接、定期刊行物の配布方法をその場で変更しているんですね。

これはどこにやっているかという、シルバー人材センターに全戸配布を変更（ポスティング）ということなので、シルバー人材センターなんかもある程度使えるかなと。相手が受けるかどうかという問題もあるんだけど、そういうものも含めて、やはり検討事項として一応聞くぐらいのことはあってもいいのかなと思っております。

そんな形で、いずれやはりどこかの時点で、今のスタイルの配布方法ができなくなってくるときが来ると思うので、そのときのために、まず、4年前と一緒になんですけれども、配布量を減らして、なるべく減らして、費用負担を少なくしてやっていくような方法を今後も検討していただきたいと思います。どうですか。

○議長（永野 渉君） 町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

先ほど1,900万と言った金額というのは、現在の配布している文書量の数で見積もった金額ということでございます。文書量を減らしていくというのは、やはり大事なことだろうなとは思いますが、今、紙でないと情報を得られないということで、各課で町民の皆様に全戸配布をして知っていただくという思いがあって印刷しているものもあります。その辺の整理をしっかりとルール化というんでしょうか、例えば広報紙に掲載したものは全戸配布を減らすだったり、回覧をなくすだったり、そのようなルールをつくっていただければなとは思っております、そういう思いで、文書の量が減ることによって、先ほどの1,900万円といった委託料が、もし、町内会さんのほうに配布している金額と例えば同等に近い金額になれば、事業者さんのほうに委託してできるという方法もあるかと思しますので、その辺は文書量と中身について、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） これも今後の課題ということで、しっかり受け止めていただきたいと思いますと思っております。

それと、データ放送の活用です。これも4年前に、何か所か宮城県内でもやっていて、これいいなと思ったんです、私。そのときも、やはりこれを提案したんだけど、そのときの答弁は副町長で、まず、そのときまだ検討段階ということだったんだけど、検討段階だけでも、1つ懸念があったのは、今回と全く同じ内容の答弁されています。要は、どのぐらいの人が見ているか分からないということですよ。

けれども、そのとき私言ったのは、通知ね、町から各個人に通知する手段って大体3段階あって、まず一番重要なものは納税通知書とか、これは郵送ですよ。これは間違いなく郵送で送って、間違いなく届く。次が戸別配布の配布物で、3番目に、要するに需要度が低いと言ったら語弊があるかもしれないけれども、それは回覧なんですね。だから、回覧に関しては、ある程度このデータ放送で賄えるんじゃないかなということが1つ。

それと、最近の配布物を見ていて思うのは、結構チラシ類が多いんですね、チラシ類が。チラシもね、きっとデータ放送で賄えると思う。割かしチラシのイベントとか云々いろいろあるんだけど、あれに関しては、大体参加するのが、結構お年寄りはそんなにいないと思うので、若い人が見ると思うから。だから、これは、やはりそういった意味では結構有効に活用できるんじゃないかと思うので、データ放送、そんなに費用的に見てもそんな高いものじゃないので、ぜひこれは活用してもらいたいなというふうに思っております。その辺どうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

町長答弁にあったように、まず視聴者、見ている方の数が分からないというところもございます。あと、文字のみの表示でございまして、先ほど議員さん御質問にあったように、イベントのチラシ等の抜粋しか掲載できない。文字数が200文字という形で決まっておりますので、いずれデータ放送に表したとしても、詳細についてはお問い合わせくださいというような案内になってしまうので、ちょっと有効性に欠ける。もう一步踏み込んだシステムであれば、タイトル表示、あとは内容の表示、詳細な表示までしていただければ、導入して有効性があるというふうに捉えます。以上です。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 確かにそうなんです。民放の1つの電波の領域を使ってやるということなので、あまりデータ量はそんなに多くないだろうと思います。ただ、テレビを見ていると、これはちょっとあれなんだけれども、電波の枠余ってるのね、あれ。だから、これは本来は、総務省か何か動いて、自治体のものを優先的に回すぐらいの、自治体チャンネルみたいなものをつくるべきなんだけれども、本来は、これからのこのデジタルの時代に関しては。そういった動きを日本の国会議員も何も気がつかないか何かやらないし、やはり現場の人間が声を上げていかなくちゃいけないのかなと思っております。それも含めて、よろしくお願いします。

それと、じゃあ最後の北部包括支援センターが入居している建物の老朽化についてという問題で、これに関しては、もう何回か、質問まではしなくてもいいと思って、個別に訴えてまいりました。

最後は、最後、要するに、最後の質問内容は、ちょっと投げやりの質問なんだけれども、今後この建物の利活用をどのように考えているのかというのは。いつまでも、もう相当ぼろだから、建物は。それなのに補修も修繕も、何もその意向がない。じゃあ、このままこの建物は朽ちさせていくのかなぐらいの気持ちの答弁が、答弁というかそういうのが返ってくるんだったら「ああ、そうですか」で終わるんだけれども、まだ利活用というか、これを見ると、建物の有効活用に努めていくという答弁なので、活用するんだったら手を入れたらいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

以前も議員さん御質問あったとおりでございまして、こちらにつきましては、普通財産の貸

付けということで、修理については、借主であるアースサポートさんが実施するという契約に基づきまして、うちのほうは歳入を入れるような形で賃借料を頂いているというところになります。

ただ、御質問あったとおり、このまま朽ち果てていくのかということになりますと、屋根のほうの腐食が、大変ちょっと著しい状態でありますので、そちらにつきましては、一度受託業者、借主さんのほうとお話をさせていただいて、どういった解決策があるのか、多分費用が多額になると思いますので、そちらのほうを協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） 全く町が手を出さないってことじゃなくて、少しはその辺フォローしてもらいたいなと思っております。

これ最初聞いたときに、契約上、借主が修繕する契約になっていると聞いたとき、それは法律違反だろうと思ったわけですよ、単純にね。法律違反だろうということで、ちょっと調べました。

民法606条に関しては、建物の修繕は賃貸人が義務をとというふうになってます。ただし、賃借人の瑕疵によるものに関しては賃借人がやるというのが、これが基本なの。これが基本なの。ただし、これは任意法規なので、民法というのは、調べたら。俺もちょっと勉強して、任意法規なので、あくまでもその上に個別の契約、当事者間の個別の契約が成立した段階では、これはそっちの契約が優先されるという条項なのね。「おお」と思って。だから、当局でやったその契約内容は間違いない、間違いない。

ただし、ただし、そんなに世の中うまくいなくてね、基本的に、契約書に軽微な修繕は賃借主負担などの特約があった場合、判例実務では、次のような理解される傾向があるというのをA I使ってみたんだけど、やはり一般的な文言の「修繕は借主が行う」の特約は、原則として貸主の修繕義務を一部免除する趣旨にとどまり、広く借主に全部の修繕義務を負わせることは理解しにくいとなっているので、やはり全部じゃないのよ。やはり軽微なものだったらいけれども、さっき言ったような屋根とか壁面とか、ああいう大がかりな修繕を、契約になっているからということじゃないと思います。

だから、そこはやはりもうちょっと長く使うという前提にあるのであれば、雨漏りしない程度のものはやはりしてもらわないと、あそこ見に行つて分かるよね。ぼろだっていうのは、えらい。だからそこは、やはりちょっと町の持ち物としては恥ずかしい部分もあるので、ぜひと

もその辺を前向きに検討してもらいたいと思いますけれども、再度見解をお願いします。

○議長（永野 渉君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

平成28年当初、貸付けを行ったのも自分でございまして、現在答えているのも私でございますので、その辺は先ほど申し上げましたとおり、借主さんのほうと協議を行った上で対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） ぜひ、前向きによろしくをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永野 渉君） 以上で、14番 高久時男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時54分 散 会

上記会議の経過は、事務局長和田あずみが記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和8年6月9日

議 長

署名議員

署名議員